

## カリфорニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価

——連邦司法センターによる事件管理計画の評価を中心として——

小松 良正

- 一 序論
- 二 カリフォルニア州北部連邦地方裁判所および事件管理計画の概要
- 三 事件管理計画に関するルールの適用
- 四 事件管理計画の効果
- 五 総括—わが国への示唆

### 一 序論

わが国において新民事訴訟法が施行されて以来、ほぼ二年が経過しようとしている。新民事訴訟法は、旧法の下での訴訟遅延を解消して裁判を迅速化するとともに、国民に解りやすく利用しやすい訴訟手続を目指して制定されたものであり、その特色として、争点整理手続の整備、証拠収集手続の拡充、上告制度の改善、および少額訴訟手続の創設を挙げることができる。裁判実務がこの新法の下でどのように変化しつつあるかは、大変興味深いところであり、また近時、各弁護士会や裁判所により、新法の下での裁判実務の運用に関する調査報告が公表されており、注目され

<sup>(1)</sup> これに対して、アメリカ合衆国においては、すでに一九九〇年に、ブッシュ政権の下、訴訟の迅速化と裁判費用の低廉化を目的として民事司法改革法 (Civil Justice Reform Act) <sup>(2)</sup> が制定された<sup>(3)</sup>。この法律は、実験的な性格を有しており、一九九七年一二月に七年の有効期間を終了した<sup>(4)</sup>。民事司法改革法は、類型的事件管理、裁判所による早期の事件管理、ディスカヴァリの管理、および代替的紛争解決 (ADR) をその主な内容としており、各連邦裁判所が、諮問グループ (advisory group) の援助により費用と遅延を減少させる事件管理の計画を発展させることを要求した。そして、改革法は、これらの原則の有効性を検証するため、一〇の連邦裁判所をパイロット地区に指定し、以上の原則をその訴訟遅延と裁判費用の増加の解消のための計画の中に取り入れなければならないものとした<sup>(5)</sup>。やがて、改革法は、比較検討の見地から、以上の原則を必ずしも採用することを要しないものとして、一〇の連邦裁判所を比較地区に指定した。また、これとは別に、改革法は、以上の諸原則についてすでに一定の実績を有していた五の裁判所をデモンストレーションコートに指定したが、これは他の連邦裁判所が訴訟遅延と裁判費用の増加を解消するための計画を立てる際の模範となることを意図したものであった<sup>(6)</sup>。そして、パイロット地区と比較地区については、RAND 民事司法研究所 (RAND Institute for Civil Justice) <sup>(7)</sup> が実態調査を行い、またデモンストレーションコートについても、連邦司法センター (Federal Judicial Center) <sup>(8)</sup> が調査を担当するものとされた。合衆国司法会議 (Judicial Conference of the United States) は、七年間の連邦裁判所における実務経験を検証した上で、連邦議会に対して、他の連邦裁判所が司法改革法上の諸原則を採用すべきであるとの推薦を行うか、これに代わる代替的な方法を提案する<sup>(9)</sup>ことを義務付けられた。これに基づき、司法会議は、一九九七年五月に、連邦議会に対して、費用と遅延を減少させるための代替的方法に関する計画<sup>(10)</sup>についての報告書を提出した。

本稿は、前述のように、民事司法改革法に基づきデモンストレーションコートに指定された連邦裁判所の一つであ

り、革新的な事件管理とADRの手続で有名なカリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の状況について、連邦司法センターが行った評価を検討することを目的とする。カリフォルニア州北部連邦地裁は、デモンストレーションコートとして、二つの計画を採用したが、その一つは一九九一年の事件管理計画であり、もう一つは一九九三年のADR計画である<sup>(11)</sup>。本稿は、このうち前者の事件管理計画に関する連邦司法センターの評価を検討の対象とする。そこで、連邦司法センターの調査報告に従い、まず最初に、カリフォルニア州北部連邦地方裁判所およびこの裁判所の民事訴訟手続における事件管理計画の概要を述べ、第二に、この裁判所における事件管理計画上のルールが、裁判官と弁護士によりどのように適用されているかを見る。第三に、この事件管理計画が、訴訟処理時間の短縮や裁判費用の減少についてどのような効果を有したかについての、裁判官と弁護士の評価を検討する。そして、最後に、以上のようなカリフォルニア州北部連邦地方裁判所における事件管理計画が、新民事訴訟法の下でのわが国の民事訴訟の実務に与える示唆について考えてみたい。

(1) 新法施行後の実務の運用に関する近時の文献として、園尾隆司「新民事訴訟法の運用の実情とその検証」自由と正義九月号九四頁（一九九八年）、村上正敏「大阪地方裁判所における新民訴の運用状況等について」自由と正義九月号一〇六頁（一九九八年）、中本和洋「各地における新民訴法の運用状況」自由と正義九月号一一六頁（一九九八年）、東京地方裁判所ほか「新民事訴訟法・規則の運用に関する懇談会（一）—（三）」判時一六五六号三頁、一六五七号三頁、一六六〇号三頁（一九九九年）、「津地方裁判所と三重弁護士会との新民事訴訟法勉強会報告」判時一六五九号三頁（一九九九年）、高橋宏志ほか「新民事訴訟法施行一年を振り返る（上）（中）（下）」判タ九九八号四頁、九九九号二三頁、一〇〇〇号五二頁（一九九九年）、仙台地方裁判所新民事訴訟法研究会「仙台地裁における新民事訴訟法の運用（一）—（三）」判タ一〇〇〇号七九頁、一〇〇一号一〇頁、一〇〇一号四頁（一九九九年）、神山隆一「福岡地裁における新民訴法施行下での集中審理と書記官事務」判タ一〇〇〇号一〇〇頁（一九九九年）を参照。

(2) 米国における民事司法改革法の成立過程とその内容に関する詳細な研究として、大村雅彦「米国における民事裁判の現況と改革の動向—民事裁判改革法を中心としたトピック（上）（中）（下）」『国際商事法務』一巻五号五・七頁、六号六八・二頁、七号八三・二頁（一九九三年）、古閑裕一「アメリカ合衆国における民事司法改革」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』一頁以下（一九九七年）を参照。また、民事司法改革法に基づき、司法公議が連邦議会に対して提出した、一九九四年一二月一日付けの同法の連邦地裁での実施状況報告書に関する詳細な研究として、稻葉一人「アメリカ連邦地方裁判所による民事司法改革の展開と実施の方向（上）（下）」判時一五二・一號一一頁以下、一五二・二號一七頁以下（一九九五年）を参照。また、カリфорニア州北部連邦地域における民事司法改革の状況については、林田学「特許訴訟とEINEそして新型ディスクベーラー・カコ・キャルリヤ州北部地区連邦地裁の手続改革」ジャコバノン・リポートを参照。

(3) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I Pub. L. No. 101-650, § 103 (b) (2), 104 Stat. 5096 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(4) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I Pub. L. No. 101-650, § 105 (a), (b) 104 Stat. 5098 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(5) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I Pub. L. No. 101-650, § 104 (a), 104 Stat. 5097 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(6) 民事司法改革法の評価に関する論述の文獻として、鶴原郁夫・民事裁判心理学序説（一九九八年、新日本）、H. C. W. H. ハーベー・クーペー（浅香吉幹訳）「アーリングハイアルヒトライアルの構造・アメリカ合衆国の視点」民事訴訟法学会編『民事訴訟法・倒産法の現代的潮流』三五頁及び同〇頁（一九九八年、新日本社）、牧野和夫「アメリカ合衆国における最近の司法改革の状況について」『国際商事法務』一七卷一號一三一頁以下（一九九九年）を参照。また、RAND民事司法研究所による調査報告（以下、RAND報告）とともに、および連邦司法センターによる調査報告の概要については、拙稿「アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価」『国士館法学』〇號一一九頁以下（一九九八年）を参照。

(7) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I Pub. L. No. 101-650, § 105 (c) (2) (C), 104 Stat. 5097 (as amended Pub. L. 104-307, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860),

(8) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 FINAL REPORT, ALTERNATIVE PROPOSALS FOR REDUCTION OF COST AND DELAY ASSESSMENT OF PRINCIPLES, GUIDELINES & TECHNIQUES (1997), reprinted in 175 F. R. D. 62 (1997) [hereinafter JUDICIAL CONFERENCE REPORT]. との解説書の翻訳は（二）拙稿・前掲注（2）参照。

## （2） カリフォルニア州北部連邦地裁の事件管理計画

### II カリフォルニア州北部連邦地方裁判所および事件管理計画の概要

#### 1 裁判所の概要

##### (1) 場所および司法資源

カリフォルニア州北部連邦地方裁判所は、大規模な、都市部に位置する裁判所であり、サンフランシスコに本部を置き、サンホセとオーソランヌに支部を有する。裁判所は、一四名の裁判官職と八名のフルタイムの治安判事職（うちの二つは、一九九五年一一月に創設）を有する。この裁判官職のうち二つが一九九一年に追加され、またデモンストレーション期間中常に一名の裁判官の欠員が存在した。あるいは、積極的な訴訟運営を行う裁判官の一人が、十分な訴訟事件数を処理しなかつた。デモンストレーション期間中、退役裁判官（senior judges）が、総計で年におよそ一・五名から二名分の積極的な裁判官の事件処理数に相当する貢献をした。<sup>(1)</sup>

##### (2) 処理件数の規模と性質

表1は、裁判所のデモンストレーション期間の直前およびその間の年における提訴の傾向を示している。一裁判官当たりの提訴数は、一九九一年と九二年には全国平均を下回っていたが、九三年と九四年には全国平均を超えて上昇

表2 1裁判官当たりの審理終結数（91～95年度）\*

年 度	カリフォルニア州北部	全 国
1991	12	31
1992	16	32
1993	16	30
1994	14	27
1995	14	27

出典：1995 Federal Court Management Statistics.

表3 カリフォルニア州北部において提起された民事訴訟の主な種類（95年度）\*\*

訴訟の種類	民事訴訟全体に占める割合(%)
囚人申立て	24.0
市民的権利に関する訴訟	17.0
契約法関連訴訟	13.0
他の民事訴訟	12.0
労働訴訟	10.0

出典：1995 Federal Court Management Statistics.

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 137-138 (1997).

（3）民事事件における訴訟処理時間

諮問グループの報告によれば、九一会計年度においては、この地区における民事事件の提訴から終了までの時間の中央値は、一九八八年以來八カ月であった。同年度における全国的な民事事件の終了時間の数値は、一〇カ月であった。一九九三年から九五年には、この地区における民事事件の訴

に報告書を提出した際、諮問グループは、囚人の申立てが一九八六年から九〇年の間に四〇%以上も増加した点に言及した。現在、囚人の申立ては、この地区において提起される单一の最も大きな事件類型を構成している（一九九五年に提起された民事事件の二四%を占め、全国的な平均と類似している）。一九九五年における、北部地区での主要な民事事件の類型は、表3の通りである。市民的権利（civil rights）および契約に関する訴訟事件の割合は、全国的な数値よりも若干高い。裁判所は、全国平均に比べかなり低い割合の不法行為事件を扱い、また比較的高い割合の労働事件を扱っている。<sup>(15)</sup>

表1 カリフォルニア州北部における提訴数（91～95年度）\*

年 度	提 訴 数			1裁判官当たりの事件数	
	計	民 事	刑 事	実際の件数	調整後の件数
1991	5563	5166	397	397	352
1992	6457	6062	395	461	368
1993	6100	5656	444	436	431
1994	5913	5516	397	422	438
1995	5666	5223	443	405	424

出典：1995 Federal Court Management Statistics.

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 137 (1997).

した。九五年には、裁判所は、一裁判官当たりの提訴数に関して、九四の裁判区中四〇位に位置した。<sup>(12)</sup> 他の連邦裁判所と比較すると、カリフォルニア州北部では、一裁判官に対する刑事告訴の提起率は低い。諮問グループは、一九九一年の報告書において、「北部地区における刑事案件表は、現在のところ民事訴訟における効率的な訴訟との関係で、重大な問題を引き起こしているようには思われない」と結論付けた。一九九五年には、この地区は、一裁判官当たりの刑事重罪告訴件数について九四地区のうち七八位に位置した。<sup>(13)</sup> 判官当たりの刑事重罪告訴件数について九四地区のうち七八位に位置した。

カリフォルニア州北部地区では、デモンストレーション期間中、一裁判官について行われる事実審理の割合は、非常に低かった（表2参照）。統計上利用可能な最も新しい年度である一九九五年には、この地区は九四の裁判区のうち九〇位にある。この表が対象とする期間中、北部地区は積極的なADR計画を有した。しかし、統計上、この裁判所における低い事実審理数とADRの存在との間に因果関係が存在するかどうかは評価することができなかつた。<sup>(14)</sup>

カリフォルニア州北部には、一つの連邦刑務所と三つの州刑務所が存在する。一九九一年に、民事司法改革法に基づく諮問グループが裁判所

訟終了時間の中央値は、八ヵ月という全国的な数値と比較して、七ヵ月に短縮された。九五年には、この地区は、民事事件における訴訟終了時間について、九四の裁判区中一二位に位置した。<sup>(16)</sup>

連邦司法センターは、裁判所のデモンストレーション計画の構想とその影響について以下に議論を進める場合、このような裁判所の重要な特徴に留意することが重要であるとする。例えば、裁判所は、すでに短い民事事件の終了時間の中央値により、デモンストレーション期間を開始したので、裁判所の事件管理に関する新たな仕組みがもたらす有益な効果は、より長い訴訟終了時間をもつ裁判所において期待されるよりも、それほど著しい影響を及ぼさないであろうとする。<sup>(17)</sup>

## 2 事件管理計画の目的

事件管理パイロット計画が当初実施された一般審理規則三四条によれば、その計画は、以下のよう三つの問題を取り組むことにより、誠実に訴訟を遂行する民事訴訟の当事者が、彼らの紛争をより迅速かつ低廉に解決することを意図したものであった。すなわち、第一の問題は、申立て (motion) に関する過度の依存や、請求および防御方法の核心部分を確定し、また立証のための証拠を確定する正式なディスカヴァリへの過度の依存、第二に、早期に民事事件への対処を行わないこと、第三に訴訟処理に関する意思決定についての依頼人の不十分な関与、であった。<sup>(18)</sup>

連邦司法センターが行った面接によれば、事件管理パイロット計画の主たる目的については、諮問グループの構成員と司法官との間には、広範な合意が存在することが示された。大抵の回答者が述べたように、それは、重要な争点を最初に確定し、将来行うべき事項を合理的に計画し、より早期のかつより費用効果的な事件の解決を導くことがで  
きるように、裁判官と弁護士が事件に対する早期の対処を行うよう促すことを意図したものであった。ある裁判官は、争点と問題点を早期に確定することは、「和解への道を明確にし」、あるいは、和解の可能性がないとしても、ディスカヴァリの計画を可能にするであろう、と述べた。それゆえ、数人の回答者は、また不必要なディスカヴァリを省き、またディスカヴァリに関する紛争を減少させることをもその計画の目標として認めた。数人の回答者によれば、他の目的とは、民事司法改革法の下での裁判所の責任に基づき、これらの事件管理の方策の効果を他の裁判所に例証することであった。しかし、数人の裁判官と諮問グループの構成員は、裁判所において一度に多くの変更がなされたため、パイロット計画の効果を判断することは困難であろう、と述べた。<sup>(19)</sup>

裁判所のデモンストレーション計画における二つの構成要素—開示 (disclosure) と統一的な事件管理—は、諮問グループの審議から生み出された。諮問グループは、ディスカヴァリの費用、弁護士がとる非専門家の行為の傾向、および差し迫った開示に関する全国的な改正に関する関心に触発された。彼らは開示の実験を熱望し、また裁判官と弁護士が早期にそれぞれの事件に関与することを強調することにより、利益の実現をはかることができると考えた。数人の諮問グループの構成員と裁判官は、グループが提案し議論した意見の多くが、William Schwarzer 裁判官、Robert Peckham 裁判官、および Wayne Brazil 治安判事—いずれもが、ADRと事件管理に関する彼らの革新的な見解により全国的に有名である—に由来するとした。さらに、諮問グループは、裁判所の技量 (culture) が、実験のための受容力ある環境を提供したことを認めた。なぜならば、裁判所は、積極的な事件管理、および弁護士と裁判所間の協力という点で、長い歴史を有するからである。これらの考慮が、諮問グループの推薦した事件管理計画に集約された。<sup>(19)</sup>

### 3 事件管理計画の概要

#### (1) 事件管理計画の対象となる事件

一九九二年七月一日以後に提起された事件に適用される事件管理計画は、当初一般裁判所審理規則（General Order）<sup>(19)</sup>二四条により採用され、「ペイロード」計画とよばれた。<sup>(19c)</sup>その後、この規定は、修正のうえ、一九九五年九月一日から施行された新地方規則（local rules）<sup>(20)</sup>に規定された。この事件管理計画は、ほとんどの類型の民事事件に適用されるが、開示を含めたそれらの要件の幾つかは、以下のようないくつかの事件には及ばないものとされている。すなわち、破産に関する上訴、行政事件の審査、囚人の市民的権利および人身保護事件、学生ローンおよびその他の債務取立事件、原告本人による訴訟、判決執行および登録を求める訴訟、復活事件（reinstated）、再開事件（reopened）<sup>(21)</sup>または上訴裁判所からの差戻事件、没収または制定法上の民事罰を求める訴訟、公用収用訴訟、連邦租税訴訟等である。

#### (2) 初期の事件管理計画書の交付（Issuance of Initial Case Management Schedule）

要件を満たす民事訴訟事件が提起された時点で、書記官（clerk）は、送達、会合協議セッション、初期の開示、ADRに関する確認書の提出、事件管理書面の提出、および事件管理協議を含んだ、様々な事項についての期限を設定した事件管理計画書を交付する。原告は、この計画書の写しを被告のそれぞれに送達しなければならない（地方規則一六一一<sup>(22)</sup>）。

#### (3) 早期の送達日（Early Service Dates）

一般規則二四条は、訴状提出後四〇日以内に、原告が各被告に対して送達を行うことを要するものと定めた。呼出状と訴状に加え、原告は、一般規則二四条の写し、裁判所の手続に関する規則（Order）、および裁判所におけるADRの手続を説明した冊子を送達しなければならないものとされた。地方規則四一一<sup>(23)</sup>は、現在、訴状提出後四五日以内に、原告は、送達放棄書、または少なくとも一名の被告に対する呼出状送達の確認書を提出しなければならないと規定する。

#### (4) 弁護士の会合協議セッション（Attorneys' Meet and Confer Session）

一般規則二四条は、訴状提出後一〇〇日以内に、主任弁護士自身が、裁判所における最初の事件管理協議の前に、以下のような幾つかの事項について協議するために、会合することを要求している（双方の弁護士が一〇〇マイル以上も離れているときは、電話で会合協議を行うことができる）。すなわち、協議の対象となる事項は、①主たる事実および法律上の争点の確認、②その事件が和解またはADRに適しているかどうか、③当事者が治安判事による審理に同意するかどうか、④計画が要求する以上の追加的な開示をする必要があるか、あるとすればその時期はいつか、⑤その解決が訴訟に大きな影響を及ぼす申立て（motion）の確認、⑥ディスカヴァリの方法の制限を含んだ、ディスカヴァリの計画、および⑦事件に関するその他の事項の計画、である。

この一般規則二四条は、後に新地方規則に取り入れられたが、その際、会合協議の時期が変更された。地方規則一六一四は、主任弁護士が、現在、最初の訴状の提出後九〇日以内に会合協議を行い、またディスカヴァリの計画（連邦民訴規則二六条（f）項）、初期の開示（地方規則一六一五）、ADRの確認（地方規則一六一一<sup>(24)</sup>）、および事件管理書面と命令書の草案（地方規則一六一一<sup>(25)</sup>）について協議しなければならない、と定める。

#### (5) 共同の事件管理書面（Joint Case Management Statement）

前述の会合協議セッションにおいてなされた合意に基づき、弁護士は、事件の管理とスケデュールについての合意とその提案を示す、共同の事件管理書面と（事件管理）命令書の草案を準備し提出しなければならない。この書面は、書記官が交付した事件管理計画書の定める期間内に提出されなければならない。共同書面の提出が「不当な困難」を

生じたときは、当事者は、その不当な困難を説明する書面とともに、別個の書面を送達しあつ提出することができる（地方規則一六一〔二〕）<sup>(28)</sup>。

#### (6) 開示（Disclosure）

一般規則三四条は、計画の対象となる事件について訴状が提出された後九〇日以内に、各当事者は、その事件について送達を受けた他の全ての当事者に、次のような事項を開示しなければならない、と規定した。すなわち、①その事件の事実についてディスカヴァリを行うことができる情報を有する者と認められる者の氏名および住所、②開示をする当事者が、その訴訟でとる立場を支持する、その当事者が保管する不開示特権のない文書、③関連する保険契約書の写し、④請求者が請求するであろう損害賠償額の計算、および⑤損害賠償額（懲罰的損害賠償を除いて）に関する当事者の保管する不開示特権のない文書およびその他の証拠、である。当事者は、これらの開示を補足する継続的義務を負つた。<sup>(29)</sup>

一九九五年九月、北部地区は、次のような初期の開示に関する連邦民訴規則二六条（a）項（1）の改正規定を採用した。この規定は、当事者が他の当事者に対して、①その事件における争いある事実について、ディスカヴァリを行うことのできる情報を有するであろう者の氏名、住所および電話番号、②争いのある事実に関連した、当事者の占有または支配下にある文書およびその他の有体物の写しまたはその表示、③請求される損害賠償額の計算、および④関連する保険契約書、を提供することを要求している。

連邦規則二六条（a）項（1）の要件を満たすことに加え、当事者は、会合協議セッションにおいて、またはその会合協議セッションの後一〇日以内に、他の全ての当事者に対して、その時点において合理的に利用可能であり、また開示をする当事者がその訴訟でとるまたは合理的にとるであろう立場を支持する、不開示特権のないすべての文書

を現実に提出しなければならない（地方規則一六一五（b））。新規則の下では、当事者は、不利な資料と有利な資料の双方を開示しなければならず、また上述の文書についてそのリストではなく、実際の文書を提出しなければならない。<sup>(31)</sup>

#### (7) 正式なディスカヴァリの停止（Stay of Formal Discovery）

一九九一年七月に施行された一般規則三四条は、全ての当事者の同意または裁判所の書面による命令がない場合には、正式なディスカヴァリは、最初の事件管理協議の終了後まで停止される（stayed）ものと定めた。この一般規則に関する一九九三年一二月の改正規定は、ディスカヴァリは、当事者の合意または裁判所の命令がなければ、初期の開示がなされ、かつ会合協議が行われるまで、停止されるものと規定した。<sup>(32)</sup> その後、新たに規定された地方規則は、現在、ディスカヴァリは、当事者の合意または裁判所の命令がなければ、もっぱら会合協議が行われるまで停止されるものと定めている（地方規則一六一三）。したがって、新規則は、明らかに初期の開示の前に、ディスカヴァリが行われることを認めている。<sup>(33)</sup>

#### (8) 最初の事件管理協議（Initial Case Management Conference）

各当事者の主任弁護士が参加しなければならない最初の事件管理協議は、訴状提出の後一二〇日以内に、またはその時点以後で裁判官の訴訟事件表上最初に利用することができる日に行われる。<sup>(34)</sup> 事件を割り当てられた地方裁判所裁判官は、この協議およびその他の審理前の手続を治安判事に委任することができます。<sup>(35)</sup> この協議では、弁護士と裁判官は、事件管理書面において扱われている争点を議論し、事件のその他の事項についてスケデュールをたてる。前述のように、裁判官により許可される場合を除き、各当事者の主任弁護士がこの協議に参加しなければならない。<sup>(36)</sup> 電話により協議に参加する旨の申請は、その協議の少なくとも五日前に一方的な（ex parte）申立てにより、または担当裁判官の審理規則（Standing Order）に従い行われなければならない（地方規則一六一四）<sup>(37)</sup>。

## (9) 最初の事件管理命令 (Initial Case Management Order)

事件管理協議の後、裁判官は、事件管理命令を登録し、または当事者の提出した共同の事件管理書面および命令の草案に署名する」とがである（地方規則一六一四（b））。これに対して、地方規則施行前の一般規則三四条は、裁判官は、最初の事件管理協議の後一〇暦日内に事件管理命令を登録しなければならないと定め、事件管理命令について期限を明記していた。<sup>(38)</sup>この命令は、その訴訟の主要な争点を確認し、当事者の開示と文書の提出を審査し、提起されるべき申立て（motion）を審査し、ディスカヴァリの計画を定め、ディスカヴァリについて適切な制限を行い、事件をADRに付託するしが適切であるかを考慮するものである。この他、最初のまたはその後の事件管理命令の一部として、一定の事項についての期限を定めることが求められる（地方規則一六一四（a））。

表4 カリフォルニア州北部における事件管理に関する事項の期限\*

事 項	提訴後何日以内に実施されるべきか
少なくとも1人の被告に対する送達	45日
主任弁護士の会合協議	90日
当事者の初期の証拠開示	100日
当事者のADR確認書提出	110日
当事者の事件管理書面提出	110日
事件管理協議	120日

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 137 (1997).

## (10) 事件管理とADRスケデュールとの統合 (Coordination of Case Management and ADR Schedules)

地方規則一六一四（d）は、担当裁判官による異なった命令がない場合には、当事者は、書記官の交付した最初の事件管理スケデュールおよびADRについて裁判所が設定したスケデュールの双方に従い、同時に手続を進行せらるものとすると定める。また、そのような事件については、救済が認められる場合を除いて、ADR地方規則が定める全ての要件が適用されると定める。<sup>(40)</sup>

表4は、地方規則一六条における主要な事件管理上の事項についてのスケデュールを要約したものである。

(11) See DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990. 136 (FJC 1997).

- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) *Id. at 137.*
- (15) *Id. at 138.*
- (16) *Ibid.*
- (17) *Id. at 138-139.*
- (18) *Id. at 139.*
- (19) *Ibid.*

(19-b) *Ibid.* しかし、諮詢グループが推薦した計画は、裁判所が最終的に採用したものよりもはるかに広範囲に及ぶものである幾つかの規定、およびより詳細な事件管理協議という特色あるものを含んでいた。このうち特に、不利な情報の開示が問題とされたため、裁判所は、諮詢グループの提案した計画を改訂することを目的として、裁判官と諮詢グループの構成員からなる委員会を任命した。Brazil裁判官が改訂の作業を指揮し、裁判所は最終的に、諮詢グループが提案した規定の全てを含めはしなかつたが、開示および裁判官と弁護士の事件管理計画に関する早期の関与と双方の方式を採用した。

(19-c) 一般審理規則 (General Order) とは、standing orderとも呼ばれ、裁判所の地方規則 (local rule) よりも上位にあり、裁判所により定められる、訴訟手続に関する規則をやむ。See BALLENTINE'S LAW DICTIONARY 521 (3d ed. 1969).

(20) *Id. at 140.* 新地方規則一六一四（a）は、この地方規則が、民事訴訟事件の管理に関する連邦民訴規則一六条および一六条の要件を充足せるものであり、この地方規則に別段の定めがない限り、連邦民訴規則一六条および一六条が、すべての

民事事件に適用われぬと定め。また、同規則一六一（a）は、連邦民訴規則一六条および一六八条における「スケジュール」協議、「ディスカヴァリ」協議、または「ステイタス」協議は、当裁判所では、「事件管理協議」と呼ぶものと定める。

(21) See LOCAL RULES FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF CALIFORNIA, CIVIL LOCAL RULE 16-1 (c) (1997) [hereinafter Civil L. R.]

(22) See Civil L. R. 16-2 (a).

(23) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 140. しかし、一般規則二四条は、現在、地方規則一六一（a）に組み入れられており、この規定はもれず、訴状提出後四五日以内に、原告は少なくとも一名の被告に対する送達を行わなければならぬとする。See Civil L. R. 16-2 (a).

(24) See Civil L. R. 4-2.

(24-b) See GENERAL ORDER 34 § VII-IX.

(25) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 141.

(26) See Civil L. R. 16-2 (a), 16-4. しかし、連邦民訴規則一六条（f）項は、当事者ができる限り早期に、かつ少なくともスケジュール協議（scheduling conference）の四日前に、開示（disclosure）やディスカヴァリのための計画を含めた、一般的な事件のスケジュールに関する事項について会合協議を行わなければならないものと定める。連邦民訴規則一六条（f）項の定めは、会合協議については、大村雅彦「民事訴訟におけるディスクロージャーについて」連邦民事訴訟規則における開示合理化の改革—比較法雑誌「九巻一号一一一頁以下」（一九九五年）を参照。といふで、連邦司法センターの報告書によれば、会合協議すべき事項とされるもののうち、ADRの確認は地方規則一六一六に、また、事件管理書面と命令書の草案は地方規則一六一七、一六一八にそれぞれ規定されたものとわれていた。See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 141. しかし、その後一九九七年に、特許事件に関する手続が、規則一六一六から一六一一一まで挿入されたため、報告書における規則の条文番号が実際の規則におけるそれと対応しなくなつた。そのため、本文では、実際の規則における条文番号に対応するように、報告書における条文番号を変更した。

(27) 事件管理書面は、訴状提出の後一一〇日以内に提出されなければならぬものとされた。See Civil L. R. 16-2 (a).

なお、連邦民訴規則一六条（f）項は、弁護士が、会合協議の後一一〇日以内に、裁判所にディスカヴァリ計画の概要を示す報告書を提出しなければならないものと定め。

(28) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 141. なお、報告書は、事件管理書面は規則一六一七に規定されるものとしている。連邦民訴規則一六条（a）項の開示に関する研究として、大村・前掲論文注（26）比較法雑誌「九巻一号一一七頁以下」（一九九五年）、同「アメリカ民訴における事件情報の早期開示の動向」木川統一郎博士古稀祝賀『民事裁判の充実と促進』下巻三一一頁（一九九四年、判例タイムズ社）、林田学「アメリカにおけるディスカバリの改正について」ジャーナル四十七号一一一頁（一九九四年）、および平野晋「アメリカ合衆国民訴規則改訂における強制的開示手続」判タハ三五号三六頁（一九九四年）を参照。

(31) See Civil L. R. 16-5 (b). したがつて、当事者は、その時点において合理的に利用可能であり、また開示をする当事者がその訴訟どもあたは合理的ことなくあらう立場を支持する、不開示特権のない文書について、単にそのリストではなく、その文書自体を開示しなければならないものとされてい。

(32) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 142.

(33) See Civil L. R. 16-3. これに関連して、連邦民訴規則一六条（d）項は、連邦規則、地方規則、審理規則または当事者の合意による場合を除か、当事者は、彼らが連邦規則（f）項の定める会合協議を行うまでは、ディスカヴァリを請求するべきである（地方規則一六一四（c））。当事者は、その協議期日の遅くとも一一〇日前に、会合協議を行い、共同の事件

管理書面を裁判所に提出しなければならない（同規則16—1四（d））。そして、この事件管理協議の後、裁判所は最終の審理前協議（pretrial conference）を行ふことになる。この場合も、当事者は、その協議期日の少なくとも三〇日前に、会合協議を行い、（同規則16—1五（a））、やの期日の一〇日前に共同の審理前協議書面を提出しなければならないものとされている。（同規則16—1五（b））。そして、担当裁判官は、この審理前協議においてたはその後に、適切な審理前の準備命令（pretrial orders）を発令する」とがである。その命令は、連邦民訴規則16条が定めるように、その後の訴訟の過程を規律するものである（同規則16—1五（c））。

(38) See GENERAL ORDER 34 § XI; DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11). at 142.

(39) See Civil L. R. 16-14 (b). なお、連邦民訴規則16条（b）項は、（1）他の当事者の併合、プリーディングの修正、

（2）申立て（motion）の提起、（3）ディスカヴァリの終了についての期限を定めるスケジュール命令（scheduling order）を登録しなければならない」と定める。また、このスケジュール命令は、（4）規則16条（a）項および（e）項

（1）は定められた（disclosure）の時期の変更や、許されるディスカヴァリの範囲の変更、（5）審理前の協議、最終の審理前協議、および審理の期日、（6）事件の状況に応じたその他の事項をも、含むことがである。

(40) See Civil L. R. 16-2 (d).

## II 事件管理計画に関するルールの適用

裁判官は、弁護士が一般的に事件管理の要件に従っているが、その遵守の程度はそれぞれの要件により異なつていると報告している。裁判官もまた、このルールを厳密に遵守している（ただし、後述のように、裁判官は、必ずしも最初の事件管理協議の後に事件管理命令を発令していない<sup>(41)</sup>）。

大抵の裁判官が、弁護士は、この計画の期間中のほとんどにおいて会合協議の要件を遵守したと述べた一方で、二名の裁判官は、この要件がいつも遵守されていたかどうかはわからないことを認めた。ある裁判官は、「弁護士がこの要件を遵守しないときは、実際に断固たる措置をとる」と指摘し、またこの計画が開始された時点で、裁判所全体

が、この要件を実施することに合意したと述べた。なぜならば、「もし裁判所がその要件の実施を真剣に考えなければ、弁護士もまた同様にそうなるであろう」からである<sup>(42)</sup>。

裁判官によれば、弁護士は、規則的に計画が要求する事件管理書面を提出した。三名の裁判官は、弁護士が時々共同の事件管理書面ではなく、別個の書面を提出したと指摘し、あるいはある裁判官は、「不十分な共同の事件管理書面と、かなりの量の別個の書面を提出した」と述べた。他の裁判官は、弁護士が別個の書面を提出したときは、「あなたがたはきちんと準備をしなければならない」ことを指摘した<sup>(43)</sup>。

すべての裁判官が、わずかな例外を除いて、適格性のあるすべての民事事件について事件管理協議を主催したと述べた。大抵の裁判官が、電話ではなく代理人自身による協議を主催しており、またそれらの手続は、開催された協議の内容が記録されるかどうかの点で異なった。最後に、大抵の裁判官は、依頼人が事件管理協議に参加することを要求しなかつた<sup>(44)</sup>。

大抵の裁判官が、事件管理協議の後すべての事件について事件管理命令を発令したと述べた。ある裁判官は、弁護士に対して、この協議での議論に基づいた命令の草案を準備するよう要求し、また他の裁判官は、事件管理書面に基づいて、命令の準備のための作業を行つた。ある裁判官は、その協議の間、弁護士に対して協議での議論を反映させるため、彼らがどのように事件管理書面を修正すべきであるかを述べ、その協議の後に別個の命令を発令していないと述べた。実質上すべての裁判官が、積極的（proactively）命令の遵守を監督していない、と述べた。その代わり、彼らは当事者が自らその命令を監視し、もし他の当事者が命令を遵守しないならば、裁判官にそれを報告するであろうと述べた。さらに、いくつかの事件では、裁判官が期限の遵守を判断することができるステータス協議（status conference）が主催されている<sup>(45)</sup>。

実質上すべての裁判官が、当事者は一般的に事件管理計画における初期の開示 (initial disclosure) の要件を遵守していると述べた。ある裁判官は、「開示が行われなかつた事件はほとんど存在しない」と述べた。数人の裁判官は、その遵守の程度が高い点に驚いたと述べた。ある裁判官は、開示が十分に機能している理由として、「われわれは、開示を段階的に採用した。すなわち、一般裁判所審理規則三四条の下で、当事者は有利な情報を開示しなえすればよかつた。その後、われわれは、連邦規則二六条 (a) 項 (1) を採用した。三年間彼らを開示に慣れさせたことは、開示を行わせる賢明な方法であった」ことを指摘した。裁判官は、専門家証人の開示や専門家の報告書に関する要件がどの程度遵守されているかについては、それほど確信をもてなかつた。彼らは一般的に、当事者は専門家証人の開示や、その報告書の提出という要件を遵守していると報告しているが、数人の裁判官は、専門家証人の報告書の提出には費用がかかるため、当事者はその報告書の不提出に合意することを指摘した。<sup>(47)</sup>

(41) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 144.

(42) *Ibid.*

(43) *Id.* at 141.

(44) *Ibid.* 例外として指摘された事件は、この計画の下で除外された事件、本人訴訟または囚人による訴訟（もともと、数人の裁判官は、本人訴訟においてこの協議を開催した）、および当事者がこの協議の延期に同意しました延期を求めた「稀な事例」であった。

(45) *Ibid.*

(46) *Ibid.*

(47) *Ibid.* また、数人の裁判官は、当事者がその報告書を提出しないのは危険を伴うと答えた。なぜならば、不提出により、専門家証人は、審理期日において証言することを妨げられる場合があるからであると述べた。なお、大抵の裁判官が、事件により処理されるものとした。大抵の裁判官が、この変更は、事件管理計画における以上に、民事事件における治安判事の役割により大きな影響を及ぼすであろうと述べた。

#### 四 事件管理計画の効果

連邦司法センターは、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における事件管理計画の効果を検証するため、第一に、この計画についての裁判官の経験とその効果に関する評価を調査し、第二に、この裁判所で訴訟を遂行した弁護士が、事件管理計画についてどのような見解を有したかについての調査を行つた。

##### 1 裁判官による評価

###### (1) 事件管理計画がもたらした利益

前述のように、事件管理計画の目的とは、裁判官と弁護士による事件への早期の対応を促して、費用と訴訟処理時間を見直すこと、不要なディスカヴァリを除去し、ディスカヴァリに関する紛争を減少させること、そしてこれららの事件管理に関する諸原則を他の裁判所に例証することであった。一九九六年の春、この計画がその目的を達成したかどうかという質問について、ほとんど全ての裁判官が肯定的な回答を行つたが、彼らの多くがその回答を様々な形で限定した。例えば、彼らは、その計画は「ある点では」成功したと述べ、あるいはそれは「おそらく」うまく

機能したであろう、と述べた。二名の裁判官が、彼らはその計画が目的を達成したかどうかはわからないと述べ、そのうち一名は、その判断には数年かかるだろうと主張した。<sup>(48)</sup>

### ①事件に対する利益

(a) ディスカヴァリ 大多数の裁判官が、事件管理計画の開始以来、ディスカヴァリに関する紛争が減少したと考えていると述べた。もともと、数人の裁判官は、これが事件管理計画全体に帰しうるのか、それともその計画の特定の技術（例えば、開示）に帰することができるのかは明らかでないことを認めた。ディスカヴァリに関する紛争がどの程度減少したかについての評価は異なっており、「おそらく、いくらか早期のディスカヴァリ上の紛争が減少したであろう」とするものから、「その計画は、ディスカヴァリ上の紛争をかなり減少させた」とするものまでがあつた。しかし、数人の裁判官は、その回数またはディスカヴァリに関する紛争の性質の点で何らの変化もみられなかつたと述べ、その他の裁判官は、相違があるかどうかを示すことができなかつたと述べた。<sup>(49)</sup>

(b) 申立ての手続 半数以上の裁判官が、彼らは、事件管理パイロット計画の開始以来、申立て手続において明確な変化があつたと述べたが、大抵の裁判官は、重要な相違はなかつたと考えた。二名の裁判官は、弁護士が申立書の提出を決意したときに申立てが行われるのではなく、申立てがより計画的に行われるようになつた点に言及した。数人の裁判官は、その変化は申立ての性質または回数にあるのではなく、申立てのタイミングの点にあると述べたが、彼らは、そのタイミングがどのように変化したかについて、異なる意見を述べた。例えば、ある裁判官は、「最初の協議が、申立てを防止するのに役立つ」<sup>(50)</sup>と述べた一方、他の裁判官は、その計画が早期の申立てを促したと考えた。何人かの裁判官は、事件管理計画の早期の要求は、最終的に「反射的な (reflexive)」連邦民訴規則12条(b) 項(6) およびサマリ・ジャッジメントの申立てを減少させると考えた。最後に、二名の裁判官が、彼らは事な申立てが処理されなければならないことが明らかになるからである、と述べた。<sup>(51)</sup>

件管理計画が申立て手続にとって有害なものであると述べ、「当事者はあらゆる事件において終局的な (dispositive) な申立てを行い、私は、その計画上のルールが、申立て手続を害したと思う」、と指摘した。<sup>(52)</sup>

(c) 審理期日の設定 約半数の裁判官が、事件管理計画は、審理期日の設定に何の効果も持たなかつたと述べた一方で、他の裁判官は、それが効果を持ったと述べた。何らかの効果を認めた裁判官のほとんどが、彼らはある事件において早期に現実的な審理期日を設定することができたと述べた。なぜなら、裁判官と弁護士は、より早い段階で多くの情報を有しているからであると述べた。他方、ある裁判官は、その計画は、事件の冒頭において審理期日を設定することを躊躇させたと述べた。なぜなら、弁護士との議論により、しばしば審理期日の設定の前に、終局的な申立てが処理されなければならないことが明らかになるからである、と述べた。<sup>(53)</sup>

### ②弁護士の反応

ほとんどの裁判官が、事件管理計画に対する弁護士の反応は非常に肯定的であると述べ、また数人の裁判官は、この肯定的な反応が彼らの予想に反していたことを認めた。約半数の裁判官が、その計画に対する弁護士の反応は日を追うごとに改善されたと述べ、また弁護士は、その計画が当初実行された際、その計画、特に開示 (disclosure) の点を憂慮していたと述べた。しかし、今や、事件管理計画における開示およびその他の事項は、「裁判所の文化 (culture) の一部となつた」と、二名の裁判官が述べた。

当初、弁護士が憂慮したことの一つとして、その計画は大きな事件には有益であるが、小さな事件には有益でなく、または、一方の当事者に好意的であり、他方の当事者にはそうではないであろうという指摘がなされた。しかし、ある裁判官は、裁判所における経験から、その計画は「弁護士が警告したように、いずれかの当事者を好意的に扱うものではなかつた。それは、原告と被告の双方に有益である」ことが明らかになつたと述べた。他の裁判官には、その

計画が様々な当事者や弁護士にとり有益なものであるかどうかは明確ではなかった。例えば、ある裁判官は、「ほんどの実務を州裁判所で行っている弁護士にとっては、その計画はかなり負担であり、連邦裁判所での実務を断念させられるであろう。他の弁護士、特に連邦裁判所での実務を主とする弁護士や、より大きな事件を受任する弁護士は、その計画に好意的である」、と述べた。他の裁判官は、「小さな事件にとっては、より費用がかかるであろう」と考えると述べた。<sup>(53)</sup>

### ③裁判官に対する利益

ほとんどすべての裁判官が、この事件管理手続に満足していると述べ、ある裁判官は、それを「すばらしい成功であった」と述べた。他の裁判官は、肯定的でありますながらも評価の点でより控えめであり、数人の裁判官は、その事件管理計画は、彼らの事件処理の方法と一致しており、それゆえ彼らにとり大きな変更を意味するものではなかつたと述べた。<sup>(54)</sup>

ほとんどの裁判官が、事件管理計画は、裁判所での裁判官の関係を変えたとは考えなかつたが、少なからぬ数 (substantial minority) の裁判官は、事件管理に関する手続が、裁判官の間でより統一的になつた、と指摘した。また、約三分の一の裁判官が、その計画は裁判官の業務時間に何の影響も及ぼさなかつたと考えたか、または何らかの影響があつたかどうかはわからない、と述べた。ある裁判官は、「その計画は、明らかに所要実時間 (elapsed time) を減少させるが、それが私の業務時間を減少させるかどうか明らかではない」、と述べた。その計画が、訴訟において裁判官の費やした業務時間に何らかの影響を与えたと考えた裁判官のうち、大抵の裁判官が、その計画は裁判官の業務時間を増加させたと考えたが、また大抵の裁判官が、これは悪い結果であるとは考えていないことをもまた、直ちに認めた。<sup>(55)</sup>

### (2) 事件管理計画の重要な特色

裁判官は、その計画の目標を達成する際に重要な要素であると考えられる、幾つかの計画上の構成要素を確認した。

#### ①事件管理協議の前ににおける弁護士の準備

大多数の裁判官が重要な特色として指摘した事実は、その計画が、弁護士に対して訴訟の早期の時点で行動を起こすことを要求したという点であった。数人の裁判官が、一般的にその計画は弁護士の一連の行為を要求したという事実に言及した。例えば、ある裁判官は、「弁護士は、要求されなければなにもしない」<sup>(56)</sup> のであり、事件管理計画が「弁護士に対して一定の行為を行うことを要求する、早期の判断点を提供した」、と述べた。

数人の裁判官は、「会合協議」の要件を、より明確に事件管理計画の成功における重要な特色として指摘した。このセッションは、提訴後九〇日以内（以前は一〇〇日以内）に開かれなければならず、事件管理スケデュールにおいて最初に行われるものである。<sup>(57)</sup> ある裁判官は、「弁護士同士がより早く協議すれば、それだけ彼らはより早くその訴訟について理解を深めることができる。そして、彼らがそうすれば、訴訟は進行することができる」、と説明した。裁判官は、一般にこれらの会合は、「双方に良い弁護士がついている場合には」、とりわけ有益である点に同意した。数人の裁判官は、弁護士間での差し向かいの会合がもつ一般的な健全な効果を指摘した。すなわち、その会合は、彼らが不愉快なディスカヴァリの要求を受けていない時点で、彼らに丁寧な態度をとらせるようにするのである。他の裁判官は、その会合が訴訟を和解の議論に進行させる良い機会であると指摘した。なぜなら、それは、「彼らに（自らの立場の）弱点を示さずに和解を議論する方法を与えるからである」。<sup>(58)</sup>

会合協議セッションの後、弁護士は共同の事件管理書面を提出しなければならない。<sup>(59)</sup> 大抵の裁判官が、その書面は有益であると述べたが、どの程度有益であると認めたかは、裁判官によりかなり異なっていた。例えば、数人の裁判

官は、その書面が「非常に」または「極めて」有益であったと述べた一方で、約三分の一の裁判官は、その書面が「時折」有益であり、または「部分的に有益であった」と述べた。ある裁判官は、その書面は弁護士が以前に提出したものとそれほど異ならなかつたと述べた。その書面が有益でなかつたと述べたある裁判官は、弁護士が「機械的にその書面に記入した」点を指摘し、その書面は訴訟事件の重要な法律上の争点に関する適切な情報を提供しない、と述べた。裁判官が事件管理書面をどのような目的で使用したかとの質問に対しては、裁判官は、事件について全般的な認識を持つこと、審理期日を含め、期日を設定すること、問題点を確認すること、そしてディスカヴァリについて適切な制限を行うことを指摘した。<sup>(60)</sup>

## ②事件管理協議

また、裁判官は、事件管理協議をも重要なものと考え、一般的には、それをディスカヴァリの制限や期限、申立て（motion）の期日、および多くの場合に審理期日といった、訴訟のスケジュールの策定に利用した。<sup>(61)</sup> 数人の裁判官は、その協議において訴訟事件が申立てにより処理される可能性の有無を判断しようとし、もしその可能性があるときは、その申立てについて審理する計画を立てるであろうと指摘した。また、数人の裁判官は、当事者とADRについても議論し、適切な場合には、その協議の後、事件をADRに付託している。裁判官は、一般的にこの協議の有用性を熱心に支持した。ある裁判官は、「我々は、この協議で多くの問題を解決している。（その協議の）後には、紛争や申立ては、あまりない」、と述べた。<sup>(62)</sup>

## ③開示（Disclosure）

数人の裁判官が、事件管理計画における開示の要件を重要な特色として指摘した。<sup>(63)</sup> 裁判官は、開示について認められた幾つかの効果を指摘しており、それには、審理前手続において早期に弁護士や裁判官にその事件について情報をしたものとすること、一定の正式なディスカヴァリの必要性を排除し、またはディスカヴァリの「方法を容易にする」ということであった。<sup>(64)</sup>

### ③ 事件管理協議に関する懸念と改善の提案

約三分の一の裁判官が、その計画は有害な面を有することは考えないとした。欠点を認めた裁判官は、一般に、事件管理計画は一定の事件、とくに小さな事件については「過剰なこと」または「過剰な管理となること」を指摘したが、ある裁判官は、この問題は、事件管理をそれぞれの事件に適合させることによって対処することができる、と指摘した。他の裁判官は、たとえその計画が特定の事件には適合しないとしても、「当事者が集合して協議し、そのような結論に到達した」のであり、そのこと自体が有益であると述べた。<sup>(65)</sup>

大多数の裁判官は、計画の改善のための提案を行わなかった。ある裁判官は、「私は、それが度を超さないように注意している」、なぜなら、裁判所は「中立であるとの外観を保つ必要があり、積極的な事件管理はこの点に不利に働くからである」と警告した。裁判官が行った三種の明確な改善の提案は、①呼出状の送達について一二〇日を許容している連邦民訴規則を、「強化すること」、②事件管理システムが「当事者に多くの要求を負わせるような小さな事件」では、事件管理システムをいくらか「簡素化すること」、そして③ディスカヴァリに関する申立てを提起する前に、当事者が担当裁判官と話し合わなければならないという要件を付加すること、であった。<sup>(66)</sup>

を考えることができなかつたと述べた。二名の裁判官は、もっぱら裁判官の数をかなり増加させることによってのみ、同じ効果をもたらすことができるることを指摘した。他の裁判官は、事件管理協議とADRの双方を有する裁判所が、基本的に事件管理計画と同一の効果を達成することができる、と述べた<sup>(67)</sup>。

#### (4) 推薦と他の裁判所への助言

すべての裁判官が、この事件管理システムを他の裁判所に推薦するであろうと述べたが、ある裁判官は、「明らかに地方的な要因が存在する」点をも指摘した。数人の裁判官は、その計画を弁護士に強いるのではなく、その計画を構想する際に早期に弁護士を関与させることが重要であると述べた。二名の裁判官は、事件管理が統一性と予測可能性を有するように、裁判所全体での実施を推薦するであろうと述べた。裁判官はまた、事件管理計画に含まれるべきであると考えた次のような幾つかの特徴に言及した。すなわち、それらは、弁護士同士の直接の会合（ある裁判官は、この点は「譲らない」と述べた）、早期の開示、標準化された事件管理書面の書式、事件管理協議、そして裁判所における効果的なADR計画である。ADRに言及したある裁判官は、「事件管理とADRとは同時に言及されねばならない」と述べた<sup>(68)</sup>。一方を行なうことはできない」点を強調した。最後に、二名の裁判官が、他の裁判所に対してこの計画を試みることと、革新を拒否しないよう助言するであろうと述べた<sup>(69)</sup>。

## 2 弁護士による評価

### (1) 訴訟処理（終了）時間に関する計画の評価

連邦司法センターは、弁護士が一般にどの程度この裁判地区の訴訟における処理時間の妥当性を評価しているかを理解するため、最初に、受任した事件が提訴から終了までに要する時間についての弁護士の評価を調査した。回答し

表5 カリフォルニア州北部における、受任した事件の所要時間に関する弁護士の評価\*

提訴から終結までの所要時間に対する評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=455)
事件の進行は遅すぎた	10.0
事件は適切な速度で進行した	83.0
事件の進行は早すぎた	3.0
意見なし	5.0

表6 カリフォルニア州北部における、事件管理計画が受任した事件の所要時間に及ぼした全体的な影響についての弁護士の評価\*\*

事件管理計画が訴訟所要時間に与えた全体的な影響についての評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=438)
事件の進行を促した	46.0
事件の進行を妨げた	12.0
事件を法廷で争うのに時間の面では何ら影響はなかった	42.0

\* \*\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 152-153 (1997).

た弁護士の大多数が（八三%）、訴訟は適切な速度で進行したと述べ、僅かに一〇%の弁護士が、訴訟の進行は遅すぎたと述べた（表5参照）。これらの回答は、訴訟が提訴から終了までどの程度の時間がかかったかについての弁護士の意見を示しているが、弁護士が、事件管理計画、またはその構成要素が訴訟処理時間に影響を及ぼしたとえたかどうかを示していない。そこで、連邦司法センターは、この問題を検討するため、次のような二つの分析を行つた。

#### ①事件管理計画が、全体として訴訟処理時間に及ぼした影響についての弁護士の印象

最初に、回答者は、その事件管理計画が全体として、訴訟を迅速に進行させたか、訴訟の進行を妨げたか、または訴訟の進行に必要な時間に何の影響も及ぼさなかつたかどうかを問われた。表6が示すように、四六%の弁護士が、その計画は訴訟の解決を迅速化させたと考え、四二%の弁護士

が何らの効果もなかつたと考え、また一二%がその計画は事件の進行を妨げたと考えた。その他の分析によれば、この質問に対する回答は、代理される当事者の種類（原告または被告）により異なるが、事件管理計画が実施される以前に弁護士が北部地区において実務経験を有していたかどうかにより異なることが示された。特に、実務経験を有した弁護士のうち四二%が、その計画は訴訟の解決を迅速化させたと述べた一方で、この裁判所で以前に実務経験を有しない弁護士のうち五五%が、訴訟を迅速化させたと<sup>(70)</sup>考えた。

この他、次のような幾つかの訴訟事件の特質と、前述の弁護士の回答との間に関連性があるかどうかが調査された。

#### (a) 事件の複雑性

訴訟処理時間の妥当性に関してその計画が及ぼす効果についての弁護士の評価は、ある事件における法律上および事実上の争点の複雑性の程度や、訴訟手続上の複雑性の程度により異なっており、受任事件が複雑性の点で「中位」にあると評価した弁護士のうち高い割合の者が、複雑性の点で「低位」または「高位」にある事件を担当した弁護士よりも、その計画が事件を迅速に進行させたと報告した。少なくとも、弁護士に関する限り、その計画は標準的な民事事件に最も適しており、非常に単純な事件には有益ではないであろう。そして、この調査結果は、少なくともより単純な事件については、数人の裁判官の意見と一致しているとする。<sup>(71)</sup>

#### (b) 開示 (Disclosure)

受任事件において高い率の非公式なディスカヴァリまたは開示がなされたことを報告した弁護士の方が、より僅かな数の非公式なディスカヴァリが行われたと報告した弁護士より、その計画が事件を迅速に進行させたと述べる割合がより高く、その事件について何らの効果もたなかつたと述べる割合が、より低かった。このように、開示が訴訟処理時間に及ぼす効果についての弁護士の評価は、その訴訟事件においてどの程度の開示が行われたかどうかに関連していた。すなわち、高い水準の非公式なディスカヴァリまたは開示がなされた事件を担当した弁護士の四分の三が（七八%）、開示の要件は事件を進行させたと述べ、これと比較すると、中間の水準の

表7 カリフォルニア州北部における、事件管理上の個別の方策が訴訟所要時間に及ぼした影響についての弁護士の評価\*

一般規則34条に掲げられた個別の方策	人 数	訴訟所要時間への影響 (パーセント)		
		事件を進行させる	事件を遅延させる	効果なし
最初の事件管理協議	247	66.0	7.0	28.0
会合協議セッション	267	63.0	11.0	26.0
弁護士の事件管理書面	260	62.0	13.0	25.0
最初の事件管理命令	238	60.0	8.0	32.0
初期の証拠開示 (disclosure)	272	59.0	6.0	36.0
訴状提出から40日以内の呼出状送達	275	44.0	2.0	55.0
初期の証拠開示前の正式なディスカヴァリ禁止	277	31.0	28.0	40.0
証拠開示の補充義務の継続	217	29.0	3.0	68.0
合意による事件管理計画の変更禁止	195	18.0	24.0	59.0
審理の延期に主任弁護士と当事者の署名を要求すること	108	6.0	4.0	91.0
他の事件管理上の個別の方策				
裁判官による申立て (motions) の処理	191	52.0	23.0	26.0
裁判官による審理計画手続	189	48.0	12.0	40.0
裁判所又は裁判官によるADRへの付託の要請	194	46.0	17.0	37.0
裁判所又は裁判官による書面提出の要請	193	30.0	19.0	51.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 155 (1997).

開示がなされた事件を担当した弁護士については六五%、低い水準の開示がなされた事件を担当した弁護士については四八%、そして開示がなされなかつた事件を担当した弁護士については二七%が事件を進行させたと述べた。この分析は、情報を交換する必要性が高い事件では、弁護士は開示の要件が事件を迅速に進行させるものと考えていることを示している<sup>(72)</sup>。

#### (c) ADRへの付託

ある訴訟事件がADRに付託されたかどうかもまた、その計画が訴訟処理時間に及ぼす効果についての弁護士の評価

と著しく関連していた。すなわち、ADRに付託された事件を担当した弁護士の五五%が、その計画は事件を迅速に進行させたと考えたが、これと比較すると、ADRに付託されなかつた事件を担当した弁護士については、三八%がそのように考えた。<sup>(73)</sup>

## ②特定の事件管理に関する構成要素が訴訟処理時間に及ぼす効果についての弁護士の評価

表7は、事件管理計画における特定の要素が訴訟処理時間に及ぼした効果、および裁判所（または裁判官）のADRの要件のように、その計画に明確には含まれていないか、または担当裁判官に特有ないいくつかの事件管理手続が及ぼした効果についての弁護士の評価を示している。<sup>(74)</sup>

(a) 訴訟を進行させる事件管理上の構成要素  
表7が示すように、かなり大多数の弁護士が、事件管理計画におけるすべての構成要素は事件を進行させるか、または処理時間になんらの効果も有しないと評価した。計画における五つの要素、すなわち、初期の開示（initial disclosure）、合意協議セッション、事件管理書面、最初の事件管理協議、および最初の事件管理命令は、回答した弁護士の半数以上の者により、事件を進行させたと評価された。この点は、事件管理命令を除いて、これらの要素のすべてが事件管理計画における重要な特徴であることを指摘した裁判官との面接による回答と一致しているとする。<sup>(75)</sup>

(b) 訴訟を遅延させる事件管理上の構成要素  
回答した弁護士のうち僅かな割合の者が、ほとんどの構成要素について、裁判所の事件管理計画が彼らの事件の進行を遅延させると述べた。しかし、計画における一つの構成要素が、少なからぬ数（significant minority）の事件における遅延の原因として際だつてゐるとする。その一つは、ディスカヴァリを早期に開始するところ、当事者の合意がなければ、初期の開示（initial disclosure）がなされるまで、正式なディスカヴァリが延期されるものとするという要件である。二八%以上の弁護士が、この要件は訴訟を遅延さ

せると考えた。<sup>(76)</sup>興味深いのは、弁護士が報告した、ある事件における非公式なディスカヴァリまたは開示（disclosure）の量と、ディスカヴァリの延期が訴訟処理時間に及ぼす効果についての弁護士の評価との間には、一定の関係が存在したことである。担当事件において高い水準の非公式なディスカヴァリまたは開示がなされたことを報告した弁護士のうち、ほぼ半数（四九%）の弁護士が、ディスカヴァリの延期は訴訟を進行させたと見え、これと比較すると中間の水準の非公式なディスカヴァリを行った事件の弁護士については三九%、低い水準のディスカヴァリを行った事件の弁護士については一七%の弁護士が、そのように考えた。幾つかの事件では、正式なディスカヴァリの延期が、当事者を協力的なかつ非対立的な情報の交換に従事させ、それによって事件を迅速に進行させたものと思われる。他方、開示がほとんど行われなかつた事件では、ディスカヴァリの延期は、当事者が訴訟事件を評価し、進行させるために必要な情報を獲得することを妨げるであろう。あるいは、これらの事件は、開示またはディスカヴァリの方法をほとんど必要とせず、もっぱら進行することを必要とするだけであるのかも知れない。<sup>(77)</sup>

少なからぬ数（substantial minority）の弁護士が指摘した、訴訟の進行を遅延させる第二の要素とは、ディスカヴァリの開始時期を除いて、弁護士が、合意により事件管理計画を変更することができないという点であった。追加的な分析によれば、この間にに対する弁護士の回答は、その訴訟事件がADRに付託されたかどうかに関連していた。ADRに付託された訴訟事件を担当した弁護士の約三分の一が（三三%）、事件管理計画が変更できなかつたため、訴訟が遅延したと指摘した一方、ADRに付託されなかつた事件を担当した弁護士については、わずか九%がそのように回答した。このような結果に対する一つの可能な説明としては、ADRに付託された事件を担当した弁護士は、ADR手続の終了までの間、事件管理計画の変更を希望したが、できなかつたということである。地方規則に取り入

れられた事件管理計画に関する近時の改正は、合意禁止の要件を若干緩和した。<sup>(78)</sup>

#### (2) 訴訟の費用に関する計画の効果

表8 カリフォルニア州北部における、訴訟にかかる費用に関する弁護士の評価\*

提訴から終結までにかかった費用に対する評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=449)
思ったより高かった	21.0
おおよそ妥当だった	62.0
思ったより低かった	10.0
意見なし	7.0

表9 カリフォルニア州北部における、事件管理計画が受任した事件の費用に及ぼした全体的な影響に関する弁護士の評価\*\*

事件管理計画が訴訟費用に与えた全体的な影響についての評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=431)
費用は減少した	34.0
費用は増加した	20.0
効果はなかった	46.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 157-158 (1997).

表9に示されるように、約三分の一の弁護士が（三四%）、その計画は訴訟の費用を減少させたことを指摘し、二〇%が費用を増加させたと述べ、四六%が、訴訟の費用について何らの効果もなかつたと述べた。訴訟処理時間に関する質問の場合と同様、回答は、弁護士が原告側の代理人か被告側の代理人かで異ならなかつたが、弁護士が計画前にこの裁判所において実務経験を有していたかどうかにより異なつた。すなわち、裁判所において実務経験の少ない弁護士は、より多くの実務経験を有する弁護士よりも事件管理計画をより効果的なものとみている。<sup>(80)</sup>

さらに、事件管理計画が費用に及ぼす効果についての弁護士の意見との関係を調査した。

(a) 事件の複雑性 訴訟事件における法律上および事実上の複雑性と、計画が費用に及ぼす効果についての弁護士の意見との関連性に関する調査結果は、訴訟にかかる時間の妥当性についてのそれと類似している。すなわち、担当した事件が複雑性の点で中位にあると報告した弁護士の方が、事件の複雑性が低いまたは高いと報告した弁護士に比べ、事件管理計画が費用を減少させたと考える割合が高かつた。他の調査結果は、その計画が、小さい、単純な訴訟事件には適していないという意見を支持している。例えば、数人の裁判官は、面接において、その計画は、小さい事件について訴訟の費用を増加させ、またはいくつかの訴訟事件では「過剰なものとなる」であろう、と推測した。さらに、後の自由回答形式の質問に対する数人の弁護士の回答は、その計画の要件が、以下に示されるように、事件類型により異なる効果を有することを指摘した。すなわち、「[その計画は]非常に厄介であり、書面と時間を著し

く要する。会社訴訟や大企業に適している。連邦裁判所制度において提起される、人身被害訴訟における少額の請求をする依頼人を著しく害する」、「単純な訴訟事件では、それは過度の書面作成の作業と、裁判所への出頭を要求する」「このような簡単な訴訟事件では、それは浪費である」との意見が述べられた。これらの意見は、回答したすべての弁護士を代表するものではないが、定量的な情報と裁判官との面接による回答とを組み合わせると、それらは、一定のより規模の小さい事件または十分な資力を持たない当事者にとっては、事件管理計画におけるすべての要件に従うことは、耐え難い負担となりうることを示唆しているとする。<sup>(81)</sup>

(b) 開示 (Disclosure) 前述した、開示とこの計画が訴訟処理時間に及ぼす効果についての弁護士の評価との関連性は、それが費用に及ぼす効果に関する評価についても妥当した。特に、開示の水準が高ければ高いほど、弁護士がその計画は全体として費用を減少させたと述べる可能性が高かった。また、開示がなされなければならないとする特定の計画上の要件についても、類似したパターンが見出された。すなわち、開示の水準が高ければ高いほど、弁護士が、開示は費用を減少させたと述べる可能性が高かった。従って、開示がなされるときは、弁護士は、一般に開示が費用を減少させたと報告し、またその計画が全体として費用を減少させたと報告した。<sup>(82)</sup>

(c) ADR 訴訟にかかる時間の妥当性についての質問と同様、ある事件がADRに付託されたかどうかとということと、訴訟にかかる費用についての弁護士の評価との間には、関連性が存在した。すなわち、ADRに付託された事件を担当した弁護士の四三%が、事件管理計画は訴訟の費用を減少させたと考え、これと比較すると、ADRに付託されなかつた訴訟を担当した弁護士が費用を減少させたと回答した割合は、二六%であった。<sup>(83)</sup>

## ②特定の事件管理に関する構成要素が訴訟の費用に及ぼす効果についての弁護士の評価

訴訟にかかる時間の妥当性についての質問と同様、弁護士は、いくつかの事件管理計画における特定の構成要素が

表10 カリフォルニア州北部における、事件管理上の個別の方策が訴訟費用に及ぼした影響に関する弁護士の評価\*

一般規則34条に掲げられた個別の方策	人数	訴訟費用への影響 (パーセント)		
		費用を減少させる	費用を増加させる	効果なし
初期の証拠開示 (disclosure)	272	43.0	15.0	42.0
会合協議セッション	267	43.0	27.0	30.0
最初の事件管理協議	247	41.0	19.0	40.0
弁護士の事件管理書面	260	40.0	31.0	29.0
初期の証拠開示前の正式なディスカ ヴァリ禁止	277	40.0	12.0	47.0
最初の事件管理命令	238	37.0	13.0	49.0
証拠開示の補充義務の継続	217	24.0	10.0	65.0
合意による事件管理計画の変更禁止	195	14.0	22.0	64.0
訴状提出から40日以内の呼出状送達	275	14.0	5.0	82.0
審理の延期には主任弁護士と当事者 の署名を要求すること	108	5.0	7.0	89.0
<b>他の事件管理上の個別の方策</b>				
裁判官による申立て (motions) の処理	191	41.0	25.0	34.0
裁判所又は裁判官によるADRへの 付託の要請	194	40.0	24.0	36.0
裁判官による審理計画手続	189	27.0	13.0	60.0
裁判所又は裁判官による書面提出の 要請	193	17.0	32.0	51.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 160 (1997).

訴訟の費用に及ぼす効果について質問を受けた。表10は、計画上のさまざまな構成要素と、四種の計画に含まれない事件管理上の要素について、その構成要素が訴訟の費用を減少させたと述べた弁護士、費用を増加させたと述べた弁護士、費用を增加了たと述べた弁護士、またはなんらの効果もなかつたと述べた弁護士の割合を示している。<sup>(84)</sup>表10と表7とを比較すると、一般に事件管理に関する構成要素が訴訟を終了させる方向に向かわせたと述べた弁護士よりも、それらが費用を減少させたと述べた弁護士の割合

の方が低かった。このような傾向に対する唯一の例外は、初期の開示が行われるまで、正式なディスカヴァリを延期するという要件であった。三一%の弁護士が、それは事件を進行させ、また同様な割合の弁護士が（二八%）、それは訴訟を遅延させると考えた一方、四〇%の弁護士が、その要件は訴訟の費用を減少させたと評価し、また一二%が費用を増加させたと考えた。<sup>(85)</sup>

(a) 費用を減少させる事件管理上の構成要素  
要素は、一般的に処理時間の減少について高い評価を受けたものと同一であった。すなわち、それらは、初期の開示、会合協議セッション、事件管理書面、事件管理協議、および事件管理命令であった。<sup>(86)</sup>しかし、すべての構成要素に関して、それが費用を減少させたと述べたのは、回答した弁護士の半数に満たなかつた。

(b) 費用を増加させる事件管理上の構成要素  
費用の減少について最も高い評価を受けた事件管理上の構成要素は、二つのもの、すなわち会合協議セッションと事件管理書面が、二五%以上の弁護士により費用を増加させたものと評価された。これらは、二つの、事件管理計画において最も早く実施される要件であるため、和解がなされる訴訟、または事件管理計画とは無関係な理由によりかなり早い段階で申立て（motion）に基づく判断がなされる訴訟では、それは費用を増加させるであろう。すなわち、たとえ訴訟が和解または申立てによる判断により終了する間際であっても、それらの事件がこれらの事件管理上の事項に参加することを要求されるのであり、その結果費用を増加させると考えられる。このような仮定を検証するため、連邦司法センターは、これらの事件管理上の構成要素に関する弁護士の評価と、訴訟終了の時期および態様についての訴訟事件上の情報との関係を調査したが、統計上有意義な関係を見出さなかつた。<sup>(87)</sup>

### (3) 事件管理計画は、効果的な制度か。

事件管理計画が、費用と時間に及ぼす効果以外の利益を有するものと考え、連邦司法センターは、弁護士に対して

全体として一般規則三四条が効果的な事件管理システムを提供したかどうかを質問した。表11が示すように、回答した弁護士の四分の三を超える数（七七%）が肯定し、約四分の一（二三%）が否定した。この質問に対する弁護士の回答は、彼らがこの事件管理計画以前にこの裁判所において実務経験を有していたかどうかに関連しており、計画実施前に実務経験を有しない弁護士よりも（八七%）、実務経験を有する弁護士の方が（七三%）、その計画が効果的であると述べた割合は小さかつた。<sup>(88)</sup>

回答の内容に関わらず、弁護士はその回答について説明を求められた（一九二名が、説明を行った）。そのシステムが効果的であると述べた弁護士は、一般的にその計画が弁護士と当事者を早い段階でその訴訟事件に注目させ、それゆえ訴訟を早期の解決に向けて進行させる点を指摘した。<sup>(89)</sup>

事件管理計画が効果的でないと述べた弁護士は、次のような三つの主要な問題点を認めた。すなわち、①ディスカヴァリの遅延が、訴訟の進行を妨げること、②開示（disclosure）の要件が曖昧であり、関連したすべての文書の提出をもたらさないこと、そして、③当事者が計画の要件に従わない場合があり、その遵守を強制する方法がないこと、である。

第一に、事件管理協議終了後までの正式なディスカヴァリの延期に関する意見が、最も多かった。ある弁護士は、「訴訟開始時点における進行速度が、あまりにも遅

表11 カリフォルニア州北部における、事件管理手続の全体的な有効性に関する弁護士の評価\*

事件管理手續の有効性の評価	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=376)
事件管理に有効なシステムである	77.0
事件管理に有効なシステムではない	23.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 162 (1997).

すぎる。初期の開示前におけるディスカヴァリの禁止は、不必要に訴訟の進行を遅延させる」ことを指摘した。他の弁護士は、特にこの要件がより単純な事件に及ぼす効果に言及した。すなわち、「事件管理協議前におけるディスカヴァリの制限は、訴状が送達される時点で文書を要求することができるような比較的単純な事件では、訴訟を遅延させよ」とのである。これらの意見は、二八%の弁護士が、正式なディスカヴァリの禁止は訴訟を遅延させると考えるとした最初の調査結果と一致している。これらの意見は、いずれも当事者が合意によりこの要件を免れることができるという点には言及しておらず、それゆえ、その延期が問題となると述べた弁護士が、この規定を認識していないかたか、あるいは認識してはいたが、相手方当事者とそのような合意に達することができなかつたかどうかという点は、明らかではない。<sup>(90)</sup>

第二に、これに次いで事件管理計画が効果的ではないとする一組の最も多い意見は、開示 (disclosure) の要件に関連したものであった。弁護士が認めた主な問題点は、当事者による開示の要件の操作と、当事者が、開示が必要とされるものと同一の情報を求めるディスカヴァリの要求書を送付する場合に生じる労力の重複であった。「初期の開示についても、ディスカヴァリの場合と同様、際どい戦術がとられるようと思われる」とある弁護士は記述し、それは他の数人の弁護士の意見をも反映していた。他の弁護士は、「初期の開示の後、当事者は、いずれにしても初期の開示の内容と同一の質問書、文書提出の要求書等を送付する」と述べた。これらの問題は、その双方とも、ディスカヴァリの要求を行わずに情報を交換するという一般的な考え方についてではなく、開示の実行方法に関連するものである。すなわち、当事者が誠実に開示の要件を遵守するならば、重複したディスカヴァリの必要はなくなるであろう。しかし、弁護士は、相手方が開示に協力的ではなく、「際どい戦術」に従事すると考えている。<sup>(91)</sup>

第三に、この点は、いくつかの弁護士の意見が指摘したより一般的な問題、すなわち、当事者はしばしば事件管理

計画の要件（開示を含む）を遵守せず、またその問題に対処する効果的な方法が存在しないということと類似している。ある弁護士は、数人の回答者の意見を反映して、次のように記述した。すなわち、「[開示]は、裁判所がそれを強制するならばより効果的であろう。本人訴訟では、その要件は適用されないが、いずれにしろ全体的な効率性のためにその要件に従うよう試みた。他の事件では、我々はすべての事項を開示し、他方はなにも開示しないが、裁判所はその不遵守に注意を払わないように思われる」と。事件管理計画の不遵守に関するこれらの意見は、面接において事件管理命令の遵守を監視していないことを認めた裁判官の割合が高い点に照らすと、注目される。これらの裁判官のほとんどは、当事者が自ら事件管理スケジュールを「監視」し、不遵守を裁判官に注目させることを期待している、と説明した。そうすると、弁護士の意見は、不遵守が裁判官に指摘されいか、あるいは指摘された場合でも、裁判官が不遵守の当事者に対してなんらの措置もとらないことを示唆しているとする。<sup>(92)</sup>

このように、事件管理計画の有効性については、いくつかの否定的な弁護士の見解があるにもかかわらず、その計画が効果的ではなかつたと答えた弁護士は、回答者の二五%に満たなかつたことに留意することが必要である。<sup>(93)</sup>

#### (4) 訴訟の結果および裁判所の事件管理に関する満足度

訴訟にかかる費用と時間を減少させるという目標の範囲内において、裁判所はどの程度管理手続の公正さを維持することができたであろうか。この問題を処理するため、連邦司法センターは、裁判所の事件管理に関する回答者の満足度と、裁判所の手続がどの程度公正なものであるかを調査した。これらの方策に関する弁護士の評価は、訴訟の結果により影響を受けると仮定することが合理的であるので、司法センターは、訴訟の結果に関する満足度と公正さについてもまた調査を行った。表12が示すように、回答した弁護士のうち四分の三を超える数の弁護士が、訴訟の結果にある程度または非常に満足しており、また同様の割合の弁護士が、その結果はある程度または非常に公正である、

表15 カリフォルニア州北部における、新制度試行に参加した弁護士の、試行前と後の業務の比較に関する回答\*

裁判所の従来の事件 管理手續の下では	はるかに 多い	おおよそ 多い	おおよそ 同じ	はるかに 少ない	なんとも 少ない	言えない
弁護活動の所要時間は (人数=324)	6.0	19.0	42.0	19.0	3.0	11.0
訴訟費用は (人数=324)	4.0	21.0	44.0	16.0	3.0	11.0
提訴から終結までの時間 は (人数=325)	6.0	30.0	44.0	6.0	1.0	13.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 166 (1997).

と考えた。公正さと満足度に関する評価は、代理される当事者の種類により異なっており、表13が示すように、被告側弁護士の方が、一般的により好意的な評価を行っている。<sup>(94)</sup>

表14が示すように、弁護士は、裁判所の事件管理についても高い水準の満足度を報告し、また一般的に管理は公正である、と考えた。訴訟の結果に関する質問よりも、事件管理に関する質問の方が、満足度と公正さに関する評価は、全般的により好意的であった。裁判所の事件管理に関する弁護士の評価は、代理される当事者の種類によりそれほど異ならなかつた（訴訟の結果に関する満足度や公正さに関する評価とは異なつていて）。<sup>(95)</sup>

#### (5) 以前の手続との比較

面接において、数人の裁判官は、裁判所が事件管理計画を採用したとき、彼らの事件管理手続を大きく変更はしなかつた、と述べた。なぜなら、彼らはその事件管理の際に、計画の構成要素の多くをすでに使用していたからである、と指摘した。事件管理計画が、一般に裁判所における事件管理手続をどの程度変えたと弁護士が考えているかを判断するため、連邦司法センターは、計画採用前および採用後の両時点で、この裁判所において訴訟を遂行した弁護士に対して、裁判所における以前の事

表12 カリフォルニア州北部における、訴訟の結果に対する弁護士の満足度\*

結果についての満足度	各回答を選んだパーセント (人数=448)	結果の公正さ	各回答を選んだパーセント (人数=447)
きわめて満足	53.0	きわめて公正	55.0
比較的満足	26.0	比較的公正	25.0
やや不満	9.0	やや不公正	11.0
きわめて不満	12.0	きわめて不公正	9.0

表13 カリフォルニア州北部における、事件結果の満足度及び事件結果の公正さについて、原告・被告側それぞれの弁護士の評価(パーセント) \*\*

結果についての満足度	原告の弁護士 (人数=244)	被告の弁護士 (人数=204)	結果の公正さ	原告の弁護士 (人数=242)	被告の弁護士 (人数=205)
きわめて満足	45.0	61.0	きわめて公正	46.0	65.0
比較的満足	30.0	22.0	比較的公正	30.0	19.0
やや不満	11.0	7.0	やや不公正	12.0	9.0
きわめて不満	14.0	9.0	きわめて不公正	12.0	7.0

表14 カリフォルニア州北部における、裁判所による個々の事件の事件管理に関する弁護士の満足度\*\*\*

事件管理についての満足度	各回答を選んだパーセント (人数=448)	結果の公正さ	各回答を選んだパーセント (人数=447)
きてめて満足	63.0	きわめて公正	67.0
比較的満足	26.0	比較的公正	22.0
やや不満	7.0	やや不公正	7.0
きわめて不満	5.0	きわめて不公正	4.0

\*

\*\*

\*\*\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 164-165 (1997).

件管理手続の下で、弁護士が費やした時間、訴訟遂行に必要な費用の合計、および提訴から終了までの時間について、相違が存在したかどうかを質問した（表15 参照）。

弁護士が訴訟に費やした時間については、回答した弁護士のうち最も大きな割合をしめたのは、それが以前の手続におけると同一であつたと考えたという回答であり（四二%）、類似した割合的回答が、それは以前の手続より増加したか（二五%）、または減少した（二一%）と考えた（一一%が、答えられないと指摘した）。訴訟に関する費用については、再度四〇%を超える弁護士が（四四%）、裁判所における以前の手続とほぼ同一であつたと考えた一方、四分の一の弁護士が（二五%）、以前の方がより費用がかかつたと考え、一九%が、費用は以前のシステムの方がより低かつたと考えた（一一%が、意見を表明しなかった）。最後に、四四%の弁護士が、提訴から終了までの時間は以前の手続とほぼ同一であつたと考えた一方、三分の一を超える弁護士が（三六%）、それは以前の手続の方が長くかかつたであろうと報告し、僅かに七%だけが、訴訟終了時間は以前の方が短かつたと述べた（一三%が、意見を述べなかつた）。従つて、意見を述べた弁護士のうち、かなりの割合の者が（四二%—四四%）、以上の基準のいずれもが裁判所の以前の事件管理手続とほとんど異ならなかつたと考えたが、異なつたと考えた弁護士のうち最も高い割合の者が、費用と訴訟終了の時間は、以前の手続の方がより高かつたまたは長くかかつたと考えた。<sup>(97)</sup>

裁判所において計画実施前に実務経験を有する弁護士は、事件管理計画の下での裁判所の事件管理手続が、計画実施前の手続と比較して、どの程度異なるかをも尋ねられた。二%に満たない者が全く異ならないと報告した一方、三六%の弁護士が「何らかの」相違があると述べ、四四%が「相当の」相違があると述べ、七%が「かなり大きな」相違があると報告した（一一%が、相違があるかどうかを述べることができなかつた）。明らかに圧倒的多数の弁護士が、計画における裁判所の事件管理手続について相違を認めた。数人の裁判官は、事件管理手続が、事件管理の者が、費用と訴訟終了の時間は、以前の手続の方がより高かつたまたは長くかかつたと考えた。

計画の実施以来裁判官の間でより統一化されてきたことを指摘した。これが真実であるとした場合、弁護士が指摘した実務上の相違は、一部には、以前には訴訟事件を最小限にまたは異なる方法で管理してきた裁判官が、彼らの手続を、常により積極的な事件管理をしていた同僚裁判官に一致させたことによるものであろう。また、連邦司法センターは、弁護士に対して、事件管理計画の下での裁判所の事件管理手續が、どの程度統一的であるかを尋ねた。約四分の一の弁護士がこの質問に答えることができない、と述べ<sup>(98)</sup>た。意見を述べた弁護士のうち三分の二の弁護士が（六六%）、裁判官の間に「ある程度の」相違があると述べ、一九%が「相当の」相違があると述べ、一%がほとんど相違がないと述べた。従つて、全体として、裁判官の実務は、以前の実務とは少なくともある程度は異なっているが、相互に大きく異なってはいないようにみえる。<sup>(99)</sup>

#### (6) 事件管理計画の改善に関する弁護士の提案

調査の対象となつた回答者の多くが（一二二名の弁護士）、その他の意見と提案を述べた。数人の弁護士が、一定の事件についてはすべてのまたは幾つかの事件管理の要件の免除または離脱（opt-out）を認めるべきである、と提案した。ある弁護士は、法律上の問題が支配的である訴訟については、計画からの離脱を認めるべきである、と提案した。他の弁護士は、被告欠席等の訴訟事件は、事件管理協議の要件から免除されるべきであることを指摘した。また、他の弁護士は、一定の訴訟事件は開示の要件から除外されるべきであることを指摘した。<sup>(100)</sup>さらに、他の弁護士は、連邦民訴規則一二条（b）項六の申立てが提起された訴訟事件では、開示とADRの要件は、申立てが解決されるまで停止されるべきであり、勝訴の実質的可能性のない申立てについては、訴訟上の罰則を負わせるべきである、と提案した。最後に、ある弁護士は、「すべての訴訟事件が、同じ手続に適合するわけではない」点をあげ、その計画は、訴訟事件によっては一層の柔軟性を持つべきである、というより一般的な指摘を行つた。

計画の改善について弁護士が行つたその他の提案には、次のようなものがあつた。すなわち、①裁判官は、早期の、確定的な審理期日を設定すべきである、②裁判所は、事件管理に関する要件を強制すべきである、③裁判官は、電話により、事件管理協議を処理すべきである、④裁判所は、ディスカヴァリの延期を廃止すべきである、⑤これ以上、規則を変更すべきではない、⑥裁判官の間に、より一層の統一性が存在すべきである、⑦計画から除外されるべき訴訟事件の整理 (filing) に際しては、書記官事務所による一層の注意が払われるべきである、⑧ADRの日程は、事件管理協議がなされるまで、指定されるべきではない、⑨事件管理に関する書式は、コンピューターのディスクにより、利用することができるようすべくある、というものであつた。

#### (7) 弁護士の評価の要約

連邦司法センターは、以上のような、弁護士の回答の分析から得られた結果を次のように要約している。

①まず第一に、弁護士は、一般に事件管理計画について極めて好意的な意見を述べている。回答した弁護士の約四分の三の弁護士が、その計画は効果的な事件管理のシステムであると考え、また大多数の弁護士が、ある程度または非常に、彼らの事件が裁判所において管理された方法に満足した。ほぼ半数の弁護士が、その計画は訴訟終了時間を短縮したと考え、また約三分の一の弁護士が、それは費用を減少させると考えている。残りの弁護士のほとんどが、その計画は時間と費用についてほとんど効果がないと考え、または少なからぬ数 (sizable minority) の弁護士 (11〇%) が、その計画は費用を増加させる、と考えている。<sup>(13)</sup>

②一般に、この計画またはその特定の構成要素が訴訟処理時間を減少させたと述べた弁護士の割合の方が、費用を減少させたと述べた弁護士の割合よりも、より高かった。これは、その計画が訴訟開始の時点において、弁護士と裁判官に対して多くの作業を要求するが、この最初の労働力の投資が、訴訟処理時間の一層の短縮という効果をもたらすことを指摘した裁判官との面接による回答と一致する。<sup>(14)</sup>

③弁護士がもつとも有益であると考えた事件管理に関する構成要素は、会合協議、事件管理書面、初期の開示、事件管理協議、および事件管理命令であった。この点は、裁判官がもつとも有益であると述べた事件管理上の構成要素と一致している。<sup>(15)</sup>

④複雑性の点で「中位」にある訴訟事件を担当した弁護士の方が、複雑性の点で低位または高位にある事件を担当した弁護士よりも、その計画をより好意的に評価しており、弁護士の書面による意見によれば、その計画は、標準的な訴訟事件においてもつとも効果的であるという主張が支持された。<sup>(16)</sup>

⑤ある訴訟事件において非公式なディスカヴァリまたは開示 (disclosure) の量が多くなるほど、その計画が費用および訴訟処理時間に及ぼす効果についての弁護士の全体的な評価は一層好意的である。さらに、高い水準の開示がなされた事件を担当した弁護士の方が、開示の要件が費用と時間を減少させると報告する頻度が高かった。これらの弁護士とは対照的に、開示がほとんど行われなかつた事件を担当した弁護士は、計画におけるディスカヴァリの延期が問題である、と考えた。なぜなら、それらの弁護士は、おそらく訴訟の早い時期において、相手方の立場を評価するために必要な情報を持たなかつたからである、と思われる。弁護士の書面による意見は、いくつかの訴訟では、当事者は開示の要件を十分に遵守しておらず、またその遵守が裁判所によりしばしば強制されていないことを指摘している。したがつて、開示の要件が協力的な弁護士により遵守されるならば、それらは有益な効果を持つと思われるが、その要件は常に十分に守られまたは強制されてはいけない。<sup>(17)</sup>

⑥前述のように、弁護士により最も否定的な評価を受けた事件管理計画の構成要素は、当事者に別段の合意がない場合の、初期の開示が行われるまでの正式なディスカヴァリの延期、であった。高い水準の非公式なディスカヴァリ

または開示が行われた事件を担当した弁護士の方が、ほとんどまたはまったく非公式なディスカヴァリがなされなかつた事件を担当した弁護士よりも、この構成要素が問題であると考える傾向は少なかつた。<sup>(18)</sup>

⑦ADRに付託された事件を担当した弁護士の方が、ADRに付託されなかつた事件を担当した弁護士よりも、一般に事件管理計画が訴訟を進行させ、また費用を減少させたと指摘する可能性がより高く、またその計画がこれらの点について効果を持たなかつたと述べる可能性が低かつた。この点は、ADRと事件管理とは、相互に組み合わされる場合に最も効果的であるといつゝ、数人の裁判官の主張を支持している。<sup>(19)</sup>

(48) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 147.

(49) *Ibid.*

(50) *Ibid.*

(51) *Ibid.*

(52) *Id.* at 148. また、一名の裁判官は、その計画の立案の際に弁護士を関与させ、またその計画についての弁護士の教育に時間を使やしたいことを強調した。彼らは、弁護士がその計画を全面的に受け入れることに部分的に責任を負うと考えたからである。

(53) *Ibid.* 「名の裁判官によれば、計画の当初において弁護士を憂慮させたもう一つの点は、裁判所の事件管理に適用されるルールが増加するところであった。しかし、弁護士はそれらのルールに慣れたため、裁判所はほとんど不満を聞かない」と、彼らは述べた。

(54) *Ibid.*

(55) *Id.* at 149. 例えは、ある裁判官は、「それは裁判官が訴訟事件において費やす時間を増加させるが、より容易かつ廉価な解決をもたらすのであり、これがこそが、目標とされるべきものである」と答えた。数人の裁判官は、訴訟の早期の時点での裁判官が費やす追加的な時間は、しばしばその訴訟の後の段階での時間を節約するものと考え、また一名の裁判官が、この

ルール・オフが裁判官の最終的な時間の節約をもたらすと考えた。

(56) *Ibid.*

(57) See CIVIL L. R. 16-2 (a), 16-4. See also F. R. C. P. 26 (f).

(58) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 149. 数人の裁判官が指摘したその他の効果とは、弁護士にその訴訟に注意を集中させ、真の争点が何であるかを確認させ、彼らに十分に事件管理書面を準備させ、そしてその訴訟について十分な情報を持つた上で、事件管理協議に望むよう促すところである。

(59) CIVIL L. R. 16-13.

(60) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 150.

(61) CIVIL L. R. 16-14 (a).

(62) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 150.

(63) CIVIL L. R. 16-5 ; F. R. C. P. 26 (a) (1).

(64) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 150.

(65) *Id.* at 150-151. また、一名の裁判官は、その計画が訴訟をより高額なものとするであつたと答えた。

(66) *Id.* at 151.

(67) *Ibid.* 最後に、ある裁判官は、新しい連邦民訴規則は、初期の開示のように、裁判所の計画が要求する多くの事項を規定すべきであることを指摘した。

(68) *Ibid.*

(69) *Id.* at 152.

(70) *Id.* at 153.

(71) *Id.* at 153-154.  
(71-b) なぜ、開示がなされなかつた事件を担当した弁護士が、開示は事件を進行させたと答えたのかは明らかではない。しかし、他の質問に対する弁護士の回答において論及された一つの可能性とは、ある事件では、開示の見込みが和解をもたらした、ところである。See *id.* at 154, n. 114.

- (72) *Id.* at 154.
- (73) *Ibid.*
- (74) *Ibid.*
- (75) *Ibid.* 計画の構成要素は、その構成要素が事件を進行させたと答えた回答者の割合が高いものから低いもの順に記載やれています。この分析は、むしろその構成要素が彼らの事件において使用されたと答えた者の回答だけを含む。
- (76) *Id.* at 156. 裁判官との最初の面接を行った際、裁判官もまたこの要件について同様の懸念を表明しており、数人の裁判官は、弁護士が常に合意によりこの要件の適用を免れることができると述べくとは限らないであろうと推測した。従って、この要件が訴訟を遅延させるると報告した何人かの弁護士は、その計画についての実務経験が浅く、それゆえ訴訟の早期の段階で正式なディスカヴァリの開始に合意することができる、ことを認識しなかつたであらうと推測するのもやむを得ない。しかし、これらに分析を行った結果、その可能性はないうとが示された。
- (77) *Ibid.*
- (78) *Ibid.* See also Civil L. R. 16-2 (e).
- (79) *Id.* at 157.
- (80) *Ibid.* 計画前にその裁判所において実務経験を有した弁護士の110%が、その計画は訴訟費用を減少させ、111%が費用を増加させたと答えた一方、計画前に実務経験を有していないなかった弁護士の42%が、計画は費用を減少させ、14%が費用を増加させたと答えた。この調査結果は、訴訟にかかる時間の妥当性に関するものと類似しています。なお、RAND報告も、裁判官による早期の事件管理は、弁護士の労働時間を基準とした場合、当事者に対する費用を著しく増加させるとおり、連邦司法ジャッターの調査報告と類似した結果を指摘する。See JAMES S. KAKALIK, ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT Summary xxii, and 54 (RAND Institute for Civil Justice 1996).
- (81) 事実、数人の弁護士は、その計画が複雑な訴訟よりも単純な訴訟に一層適していると考えた。See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 158.
- (82) *Id.* at 158-159.
- (83) *Ibid.*
- (84) *Ibid.* これらの構成要素は、弁護士が訴訟の費用を減少させたと答えた割合が高いものから低いものの順に記載されています。この分析は、これらの構成要素が訴訟において使用されたと答えた者の回答のみを含む。
- (85) *Id.* at 159-161.
- (86) *Id.* at 161.
- (87) *Ibid.* つまり、事件管理書面が費用を増加させたと報告した弁護士は、過去五年間以上、訴訟実務の大部分を連邦裁判所で行ってきた可能性が高かった。連邦裁判所での実務経験が少ない弁護士は、事件管理書面が費用を減少させたと報告する可能性が高かった。これらの調査結果は、この書面の準備が連邦上の実務経験の少ない弁護士には有益である一方、そこの実務経験の多い弁護士は、それが不必要的負担であるとみる可能性が高いことを示しています。
- (88) *Ibid.*
- (89) *Id.* at 162. 例へば、「監視のための裁判所による早期の協議は、弁護士に情報や意見を評価せたり、交換させるよう促す」、「私は、他のカリフォルニア州の地方裁判所だけではなく、北部地区においても多くの連邦事件を処理してきた。私は、一般規則三四条は、連邦民訴規則よりも事件を進行させる効果的な手段である、と思う」、「それらの要件のすべてが、結合して早期の解決を促進する」等の意見が述べられた。
- (90) *Id.* at 162-163. See also F. R. C. P. 26 (d).
- (91) DONA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 163.
- (92) *Ibid.* これは関連して、連邦民訴規則一六条(4)項は、当事者がスケデュール命令または審理前の命令に従わない場合等にねむる一定の制裁を定め、一六条(2)項は、当事者が規則に違反して開示またはディスカヴァリに関する文書に署名した場合の制裁を定める。また連邦民訴規則三七条は当事者が開示を行わず、またはディスカヴァリに協力しない場合等の制裁を定めています。
- (93) *Ibid.* 最後に、数人の弁護士の意見によれば、時間と費用に関する計画の効果における場合と同様に、事件管理システムの全体としての有効性は、その訴訟事件または当事者の特質により異なっていますことが指摘された。

(94) *Id.* at 164 評価は、弁護士の有する実務経験の年数、弁護士が連邦裁判所における訴訟実務を行った割合、訴訟がADRに付託されたかどうかにより異ならなかつた。

(95) *Id.* at 165 同様に、北部地区における実務経験の有無、実務経験の年数、連邦裁判所における実務の割合、または訴訟がADRに付託されたかどうかにより、評価は異なるなかつた。わざに訴訟の特質（複雑性、非公式なディスカヴァリの量、および正式なディスカヴァリの量）も、裁判所の事件管理に関する満足度についての弁護士の評価とは、一貫した関連性を持たなかつた。

(96) *Id.* at 166.

(97) *Id.* at 166-167.

(98) *Ibid.* いわば、おもづく彼らがその裁判所において、限られた数の裁判官との経験しかもたないことに由るものと思われ<sup>180</sup>。

(99) *Ibid.*

(100) *Id.* at 167 その弁護士が挙げた例は、公正住宅法 (Fair Housing Act) のトヤの住宅における差別に関する訴訟事件で、あら、「差別がされたとの原告の主張を示す特定の情報を開示すべきであるとの要件は、被告であるアパートの管理人が、文書の交換に基づいて差別的な取扱いをした理由を作り上げてしまつ」と可能にする」と指摘した。

(101) *Ibid.*

(102) *Id.* at 167-168.

(103) *Id.* at 168.

(104) *Ibid.* RAND 報告<sup>179</sup>も、裁判官による早期の事件管理は、訴訟終了時間の短縮と弁護士の業務時間の増加との間ににおけるトーネー<sup>180</sup>や命むものであることを指摘する。See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note (80), at 57.

(105) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (11), at 168.

(106) *Ibid.*

(107) *Id.* at 168-169.

(108) *Id.* at 169.

## 五 総括—我が国への示唆

(三) *Ibid.*

以上、民事司法改革法の下でデモンストレーションコートに指定された、カリifornia州北部連邦地方裁判所における事件管理計画についての、連邦司法センターの評価を概観してきた。そこで、最後に総括として、このような連邦司法センターによる事件管理計画、特に争点整理の手続に関する評価が、平成一〇年から施行されたわが国の新民事訴訟法における効果的な争点整理の方法にどのような示唆を与えてくれるかについて、若干の検討を行つてみたい。

### 1 弁護士による十分な事前準備の必要性

前述のように、カリifornia州北部連邦地裁における事件管理計画では、まず第一に、当事者双方の弁護士が、裁判所における最初の事件管理協議期日の前に会合し、主要な争点や、開示およびディスカヴァリの計画等について協議することを要求している。そして、この会合協議セッションの後、彼らは、その協議での議論に基づいて作成された共同の事件管理書面を、裁判所における最初の事件管理協議期日前に提出しなければならないものとされている。あらかじめ裁判所における事件管理協議期日の前に双方の弁護士によって行われるこのような会合協議は、争点に関する共通認識の早期形成に極めて効果的であると考えられ、またその協議において開示やディスカヴァリの範囲・時期についての計画が立てられることにより、不必要的ディスカヴァリを排除することができます、また和解への議論にも

容易に進みやすいものと考えられる。そして、この弁護士の会合協議の要件は、裁判官と弁護士の双方により訴訟処理時間の短縮と裁判費用の低廉化に極めて効果的なものと評価されている。このように、双方の弁護士による十分な事前準備は、効果的な争点整理を行うための最も重要な要素であると考えられ、この点は、わが国的新民事訴訟法における争点整理の方法においても妥当するものと思われる。新民訴法施行後の実務においても、弁護士間で事前の交渉を行った方が、争点の把握や訴訟の予測ができるとの指摘や、従前の交渉がある弁護士の場合は、第一回期日前においてもそれ以降の進行について相当詰めた話し合いができるが、初めての弁護士の場合は、進行についてそのような協議ができないというのが実情であろうとの指摘がある。従って、新民訴法の下においても、裁判所における第一回口頭弁論期日または争点整理期日の前に、原被告双方の弁護士が何らかの方法であらかじめ争点整理のための事前準備を行うことが望ましいと考えられ、そのような事前準備に関する実務慣行が確立されることが必要であろう。<sup>(10)</sup>

## 2 効果的な事件管理が可能な事件

事件管理計画の効果に関する前述の調査によれば、事件管理計画は、標準的な民事事件を対象とした場合に、訴訟の進行や裁判費用の面で最も効果的であり、非常に単純なまたはかなり複雑な事件には有益ではないとの指摘が裁判官と弁護士の双方からなされた。特に、単純な、または簡単な事件について事件管理計画を実施することは過剰な管理となり、当事者に過度の書面作成の作業と、裁判所への出頭を要求することになり、裁判費用を増加させ、当事者に耐え難い負担を負わせることになるであろう。このことは、提訴後、和解により終了する可能性の強い事件について事件管理計画を実施する場合にもあてはまるであろう。新法施行後の裁判実務においても、新法が幅の広い選択肢を用意しているものとどうえ、事件の個性に応じて柔軟な対応を行っているとの基本的姿勢がとられているとの報告

がなされている。したがって、わが国的新民事訴訟法の下で、どのような事件を弁論準備手続（民訴一六八条以下）または準備的口頭弁論（民訴一六四条以下）等の争点整理手続に付するのが適切であるかを考慮する場合にも、一般的には標準的な民事事件が最も適切であると考えられる一方、より単純な事件については、通常の口頭弁論期日における争点整理を行うことで十分であると考えられるし、また和解により終了する見込みのある事件についても、口頭弁論期日または和解期日を指定するなど、事件の事情に応じた柔軟な対応を行うことが望ましいと思われる。<sup>(11)</sup>

## 3 自発的開示の必要性

カリフォルニア州北部連邦地裁は、民事司法改革法施行前からすでに一定の開示手続（disclosure）を有しており、改革法の施行後は連邦民事訴訟規則二六条（a）項を採用するとともに、さらにそれを強化した地方規則を規定した。裁判官が開示の効果として指摘したように、開示は早い段階で適切な情報や証拠を提供するため、一定の正式なディスカバリアの必要性を減少させ、またはディスクアリの方法を容易にし、審理前の手続を迅速化することができ、また事件を和解に適したものとすると考えられる。また、より高い水準の開示がなされた事件を担当した弁護士の方が、訴訟処理時間や裁判費用を減少させると答えた可能性が高かったことからも、開示手続が訴訟処理時間の短縮や裁判費用の減少に効果的であることは明らかであると思われる。他方、わが国的新民事訴訟法は、早期の情報収集手段として当事者照会制度（民訴一六三条）を新設するとともに、証拠収集方法としての文書提出命令の範囲を拡大して（民訴二一〇条）、これらの方針により獲得された情報および証拠に基づいた充実した争点整理を目指したが、強制的な開示手続は採用しなかった。しかし、一定の重要な情報や証拠に関する強制的な開示は、当事者照会書の送付や文書提出命令の申立てに代替する機能を有するのであり、それによって照会書の送付や文書提出申立

てに要する時間や費用を著しく減少させることができると考えられる。また、近時、新法施行後の実務において、文書提出命令の範囲の拡大にともない、相手方が文書提出命令の中立てや文書提出命令の発令の前に任意に文書を提出する事例が増加しつつあるとの報告がなされている。このような当事者の合意に基づいた自発的開示は、強制的開示と同様に、訴訟処理時間の短縮や裁判費用の減少に極めて有効であると思われる。このような点から、強制的開示の規定を有しない新民事訴訟法の下では、当事者が、一定の重要な情報や証拠について、自発的に開示を行うものとする自発的開示が、実務に定着することを期待したい。<sup>(12)</sup>

#### 4 ADR手続と事件管理手続との統合の必要性

最後に、ADR手続に付託された訴訟事件を担当した弁護士の方が、裁判所の事件管理計画は訴訟処理時間を短縮し、また裁判費用を減少させたと答える割合がかなり高かった。また、ADRに言及した裁判官も、事件管理とADRとは同時に言及されるべきであり他方なしに一方を行うことはできない点を強調した。このことは、事件管理手続とADR手続を統合して進行させることが、訴訟処理時間や裁判費用の減少に最も効果的であることを示していると考えられる。わが国の新民事訴訟法においても、争点整理手続（進行協議期日を含む）と、和解を含めたADR手続とを組み合わせて進行させることにより、さらに訴訟処理時間の短縮と裁判費用の減少をもたらすことができるであろう。<sup>(13)</sup>

（一九九九年）を参照。

（11）仙台地裁新民訴法研究会「仙台地裁における新民事訴訟法の運用（2）」判タ一〇〇一号二二頁、二三頁（一九九九年）、（10）第一回口頭弁論期日前における当事者間の事前交渉の重要性を指摘する文献として、東京地方裁判所ほか「新民事訴訟法・規則の運用に関する懇談会（一）」判時一六五六号六頁〔平山発言〕、一二頁〔前田発言〕、一四一一五頁〔森本発言〕

特に、二一頁は、単独事件について、アンケートに対する回答の圧倒的多数が、本来的口頭弁論か弁論準備手続により争点整理を行つてると答えており、その選択の基準としては、原則として弁論準備手続を選択し、「軽い」争点整理は口頭弁論を選択する（「軽い」という表現は、整理の必要な程度によるということであろうと思われる）という見解があつたとのことである。東京地方裁判所ほか「新民事訴訟法・規則の運用に関する懇談会（一）」判時一六五七号五一六頁〔田島発言〕、一三一一四頁〔大槻発言〕（一九九九年）を参照。また、稲葉一人「裁判実務からみた新民事訴訟法の下での理念と実践」判タ九七四号三四頁（一九九八年）は、早期第一回期日指定後の第二回期日は、必ずしも弁論準備手続期日のような争点整理期日とこだわる必要はなく、本来的口頭弁論期日の活用をも考慮すべきであるとする。適格性のある事件としては、弁護士が法廷において弁論をするだけの力量を備えており、事件が個人等のプライバシーにわたらないもので、準備書面の交換と、裁判所の質問と当事者の口頭での応答で十分争点が早期に整理できる事件があげられるとする。

（12）新法施行後、文書提出命令の範囲が拡大されたことを背景として、相手方が文書を任意に提出する事例が増加しつつあることを指摘する文献として、園尾隆司「新民事訴訟法の運用の実情とその検証」自由と正義四九巻九号一〇四頁（一九九八年）、村上正敏「大阪地方裁判所における新民訴の運用状況等について」自由と正義四九巻九号一一〇頁（一九九八年）、中本和洋「各地における新民訴法の運用状況」自由と正義四九巻九号一二四頁（一九九八年）、高橋宏志ほか「新民事訴訟法施行一年を振り返る（下）」判タ一〇〇〇号五四頁（一九九九年）を参照。稲葉・前掲論文注（11）判タ九七四号三七一三八頁（一九九八年）は、今回の新民訴法には、情報の積極的開示の制度が採用されなかつたため、当事者に早期の主張・証拠の提出を促してもこれを当事者に期待するのは難しいことから、裁判所は、早期の段階で、争点の確認と並行して、既に提出された証拠以外に関連する証拠にはどのようなものがあるかを当事者に尋ね、争点を確定するのに必要な手持ち証拠を任意に開示するよう求めしていくことになろうとする。そして、適宜当事者照会による当事者間の協力を促し、場合によっては積極的に相手方に回答を促したり、説明に切り替えたりして、早期の証拠の提出を促すことになるとされる。

（13）新民訴法の下における争点整理手続においても、和解を含めその他のADR手続を積極的に組み入れて活用することが期待される。